

第 10 次岩手県職業能力開発計画

〈骨子〉（案）

平成 28 年 5 月

岩手県商工労働観光部

目 次

第1 総 説

1 計画のねらい	4
2 計画期間	4

第2 職業能力開発をめぐる環境の変化

1 労働市場の現状と変化	
(1) 雇用・失業情勢	5
(2) 東日本大震災津波による影響	8
2 労働の供給面の変化と課題	
(1) 人口、生産年齢人口	9
(2) 女性	10
(3) 若年者	11
(4) 中高齢者	14
(5) 障がい者	15
(6) 非正規労働者	16
3 労働の需要面の変化と課題	
(1) 県の産業の動向	18
(2) 産業構造の変化	19
(3) 企業の職業訓練	21
(4) 本県における職業人材の状況	22
4 産業振興の方向	23
(1) 国際競争力の高いものづくり産業の振興	
(2) 食産業の振興	
(3) 観光産業の振興	
(4) 地場産業の振興	
(5) 次代につながる新たな産業の育成及び科学技術によるイノベーションの創出	
(6) 商業・サービス業の振興及び中小企業の経営力の向上	
(7) 海外市場への展開	
(8) 雇用・労働環境の整備	
5 国における制度の見直し	25
(1) キャリアコンサルタントの国家資格化	
(2) 公的職業訓練の総合的な訓練計画の策定	
(3) 都道府県労働局の機能強化	

6	職業能力開発実施機関の状況	
(1)	公的機関	26
	ア 県の職業能力開発施設	
	イ 国の職業能力開発施設	
(2)	職業訓練法人等	27
(3)	その他の施設	28
第3	職業能力開発の方向性	29
1	生産性向上に向けた人材育成の強化	
2	「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障がい者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進	
3	産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進	
4	人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開	
5	技能の振興	
6	職業訓練のインフラの整備	
第4	職業能力開発の基本的施策	
1	生産性向上に向けた人材育成の強化	30
(1)	IT人材育成の強化・加速化	
(2)	労働者の主体的なキャリア形成の推進	
(3)	企業・業界における人材育成の強化	
2	「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障がい者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進	31
(1)	女性の活躍促進に向けた職業能力開発	
(2)	若者の職業能力開発	
(3)	中高年齢者の職業能力開発	
(4)	障がい者の職業能力開発	
(5)	非正規雇用労働者の職業能力開発	
3	産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進	33
(1)	被災地域の産業の復興の完遂とその先の更なる展開に向けた職業訓練の実施	
(2)	ものづくり分野の人材育成	
(3)	需要や成長が見込まれる分野の人材育成	
4	人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開	34
(1)	中長期の人材ニーズを踏まえた育成戦略及び産業界や地域のニーズを踏まえた公的職業訓練の実施	
(2)	技能検定及び職業能力評価制度の普及	
(3)	ジョブ・カードの活用促進	
(4)	企業による労働者の能力開発の支援	
(5)	関係機関の連携による職業訓練の推進	

5	技能の振興36
	(1) 技能の継承・発展	
	(2) 技能尊重気運の醸成	
	(3) 職業能力評価制度等の普及	
6	職業訓練のインフラの充実等 36
	(1) 県立職業能力開発施設	
	(2) 国の職業能力開発施設	
	(3) 職業訓練法人	
第5	職業能力開発施策の推進体制37
1	事業主	
2	国（労働局、ハローワーク）	
3	機構	
4	県	
5	県職業能力開発協会	
6	関係機関及び団体	

第1 総説

1 計画のねらい

- 本県においては、労働者の職業能力開発を促進するため、昭和46年度から9次にわたり「岩手県職業能力開発計画」を策定し、種々の施策を展開。
- 最近の職業能力開発をとりまく環境は、人口減少を背景に、震災関連復興需要や企業の生産活動の改善等により求人が増加し、有効求人倍率は平成28年3月まで35か月連続1倍台で推移するなど雇用情勢は着実に改善。こうした中、幅広い産業で人手不足感が出てきており、特に商品販売業、建設業、飲食サービス業、介護サービス業等で不足感が強く、これらの産業における人手の確保が課題。
- また、平成23年3月に発生した東日本大震災津波の被災地域の復興の完遂とその先の展開につなげるため、産業振興による被災地域における雇用の創出を図るとともに、離職者等に対しては、求人が見込まれる公共事業や住宅建築等の建設関連分野、事業再開や産業の回復に伴い需要が拡大する分野、地域産業を牽引する分野への就職を促進するための職業訓練の機会を引き続き提供していく必要。
- 更に、国が平成28年4月28日付けで公示した第10次職業能力開発基本計画においては、生産性向上に向けた人材育成の強化、「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障害者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進、産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進及び人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開が職業能力開発の方向性として示されたところであり、本県としても、これに沿った職業能力開発施策を推進していく必要。
- 本計画は、このような状況を踏まえ、また、国の職業能力開発基本計画に基づき、職業能力開発の方向性と基本的施策を明確にし、計画的な施策の推進を通し、人口減少社会に立ち向かい、被災地の産業の復興や本県が振興する産業の発展を担う人材の育成を図ることをねらいとするもの。
- なお、経済情勢の変動等に伴って、本計画の対象期間中に新たな施策が必要となる場合には、本計画の趣旨等を踏まえつつ、必要に応じて弾力的に対応していく。

2 計画期間

- 本計画は、平成28年度から平成32年度までの5か年計画

第2 職業能力開発をめぐる環境の変化

1 労働市場の現状と変化

(1) 雇用・失業情勢

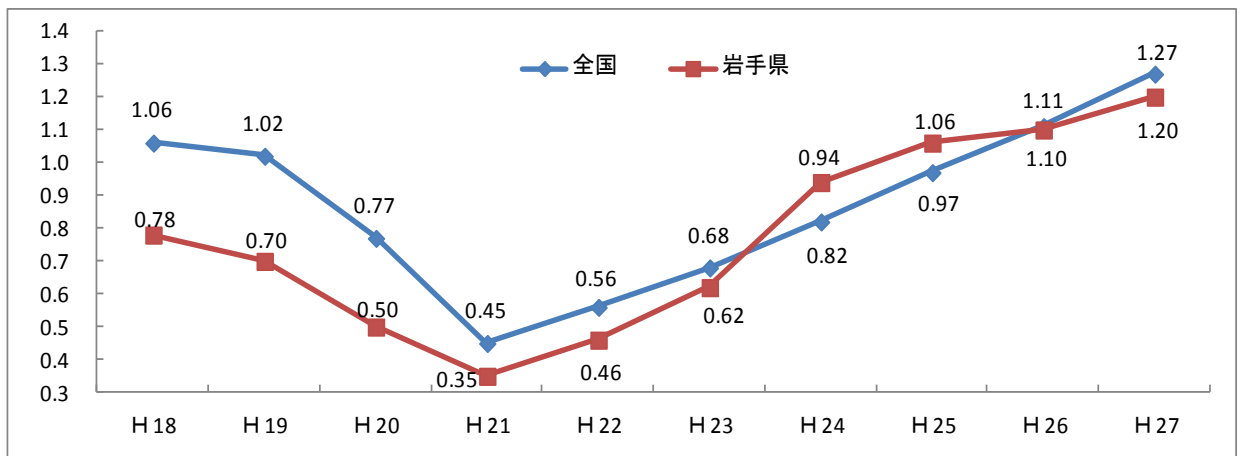
- ・ 本県の有効求人倍率は、震災復興関連需要や企業の生産活動の改善等に伴い、平成22年度以降改善傾向にあり、平成25年度以降1倍を超えている。
- ・ しかし、保安の職業、建設・採掘の職業（特に建設躯体工事の職業）のように震災復興に直接関連する職業のほか、販売の職業、サービスの職業（特に接客・給仕の職業や飲食物調理の職業）など、特定の分野での人手不足が深刻となっている。
- ・ また、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所による都道府県別将来推計人口（平成25年推計）によると、本県の65歳以上人口の割合は全国より高い値で推移しており、これに伴い、特に介護人材については、大幅な不足が予想される場所である。
- ・ 本県の完全失業率は、平成21年の5.7%をピークにその後改善傾向となっている。

【課題】

人手不足が深刻な分野への就職を促進する職業訓練の重点的な実施
 ⇒課題解決のための基本的施策：3(3)

【有効求人倍率の推移】[全国・岩手県]

(倍)

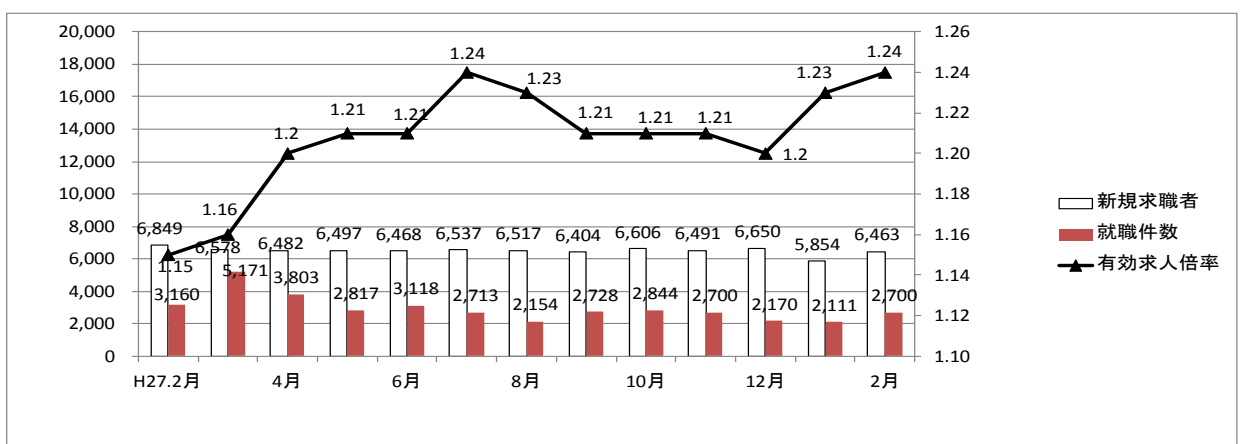


(厚生労働省、岩手労働局発表資料)

【有効求人倍率、新規求職者数及び就職件数の推移】[岩手県]

(人)

(倍)

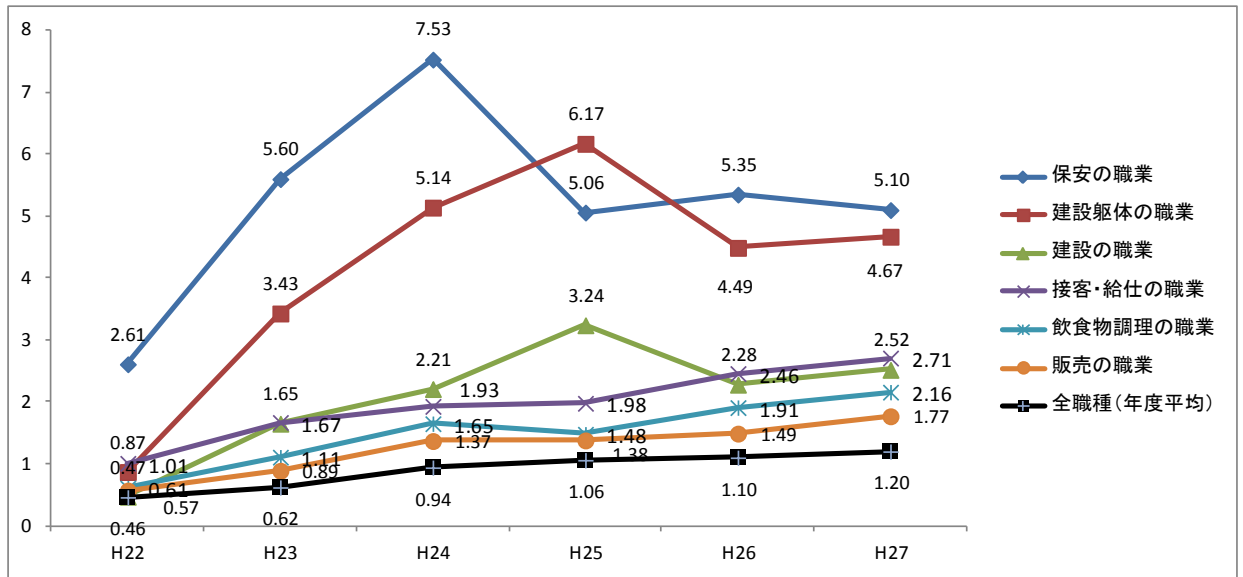


※一般及びパートを含む全数（岩手労働局発表資料）

【人手不足分野における有効求人倍率の推移】〔岩手県〕

(倍)

(各年度3月時点)



(岩手労働局「求人・求職のバランスシート」)

【老年人口の推移】〔岩手県〕

	老年人口		(参考：全国)	
	65歳以上(人)	割合	65歳以上(千人)	割合
2000年(平成12年)	303,988	21.5	22,005	17.3
2005年(平成17年)	339,957	24.7	25,672	20.1
2010年(平成22年)	360,498	27.2	29,246	23.0
2015年(平成27年)	387,884	30.6	33,952	26.8
2020年(平成32年)	405,728	33.6	36,124	29.1
2025年(平成37年)	404,081	35.5	36,573	30.3

(2010年以前は総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」)

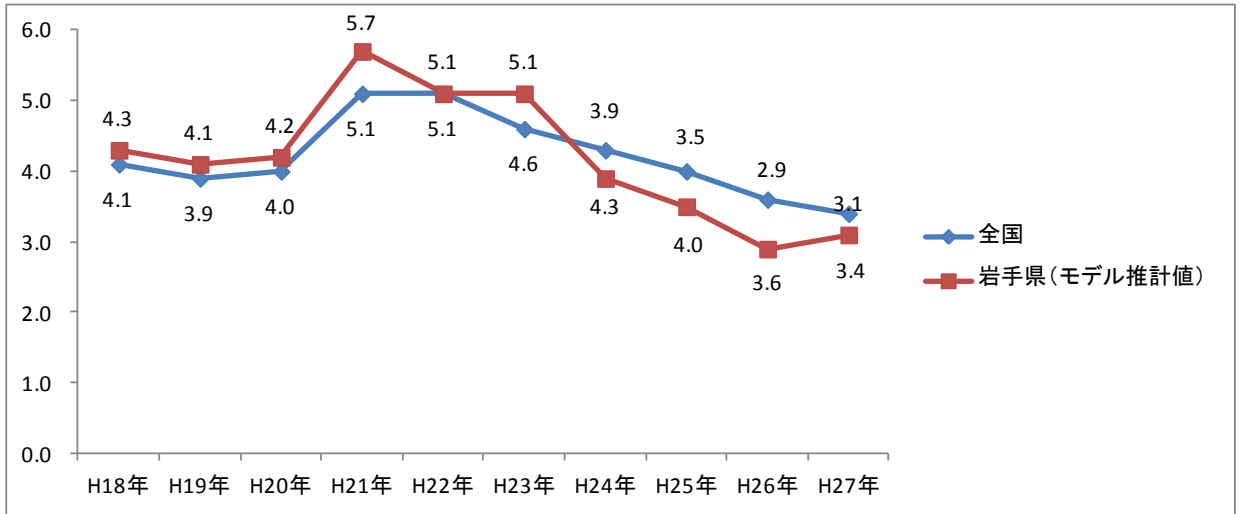
【介護職員数推計】〔岩手県〕

	平成24年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
需要推計	19,067人	27,618人	29,433人	30,892人
供給推計	19,067人	23,943人	25,220人	25,820人
差引	0人	3,676人	4,214人	5,072人

(「いわていきいきプラン2017」(平成27年3月 岩手県保健福祉部長寿社会課))

【完全失業率の推移】〔全国・岩手県〕

(%)



(総務省「労働力調査」)

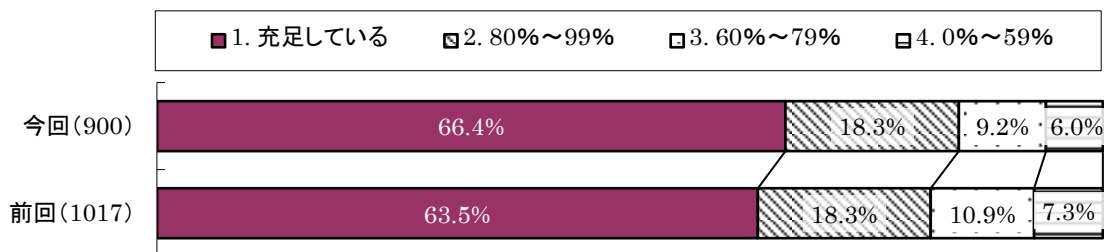
(2) 東日本大震災津波による影響

- 東日本大震災津波により被災した沿岸 12 市町村の事業所を対象に行った「平成 28 年第 1 回被災事業所復興状況調査」によると、労働者の充足状況では「充足している」と回答した事業所の割合が 66.4%であった。
一方、「充足率が 80%に満たない（3、4の合計）」と回答した事業所の割合が 15.2%で、前回（平成 27 年第 2 回調査）より 3.0 ポイント低下した。
- 産業分類別の状況では、「充足している」と回答した事業所の割合が卸売小売業などで 79.1%と高かったが、水産加工業が 37.8%、建設業が 58.2%、製造業が 57.5%となっている。

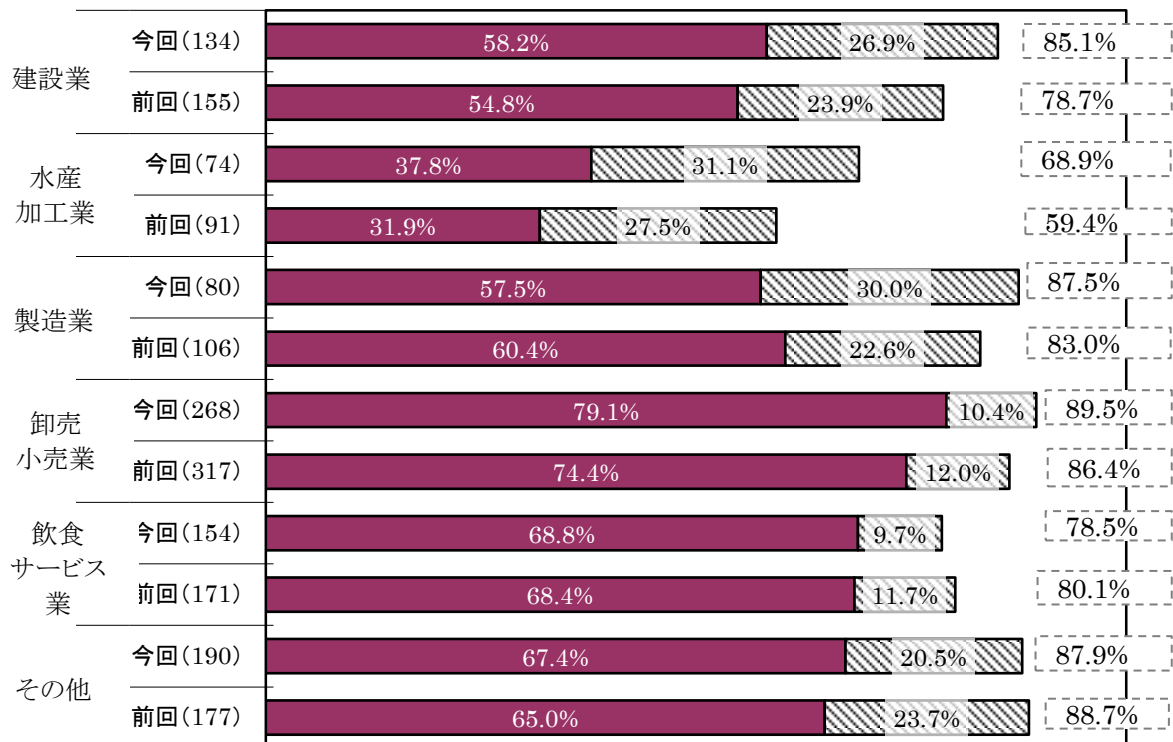
【課題】

沿岸地域の離職者に対し、被災地の復興の完遂とその先の展開に必要な分野への就職を促進する職業訓練の重点的な実施
⇒課題解決のための基本的施策：3(1)

【労働者の充足状況】〔岩手県〕



＜産業分類別の状況 【「充足している」又は「80%~99%」の事業所】＞



※ 未回答の事業者は集計対象から除外し、充足状況は「現在の人数 / (現在の人数 + 不足する人数)」として推計。

(岩手県 「平成 28 年第 1 回被災事業所復興状況調査」)

2 労働の供給面の変化と課題

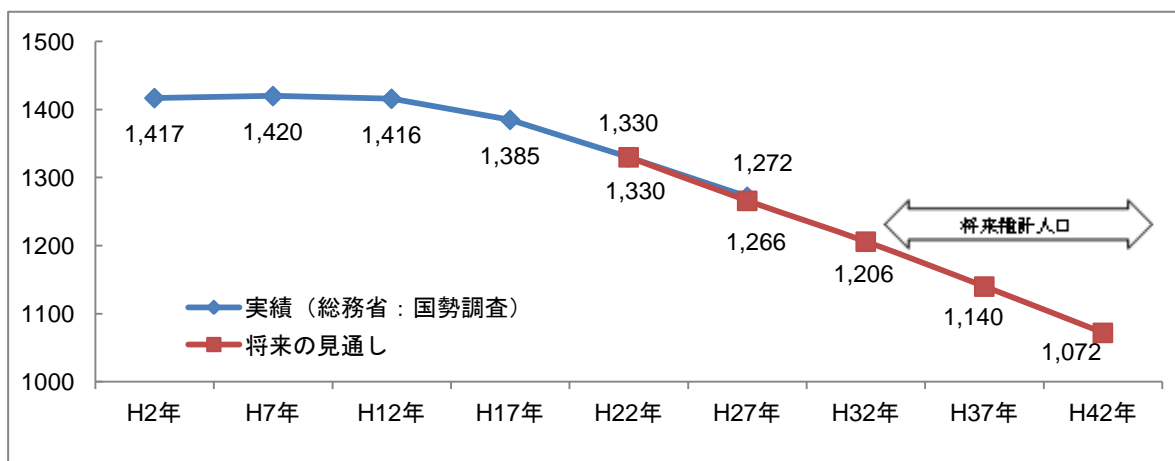
(1) 人口、生産年齢人口

- ・ 本県は、全国に先立って、平成9年から人口減少社会に移行して以降人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、平成42年には107万2千人になると見込まれ、これに伴い、生産年齢人口も減少の一途をたどっている。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（平成25年推計）」によると、平成42年の生産年齢人口は57万3千人になると見込まれ、総人口に占める割合は6割を下回ると推測されている。

【課題】

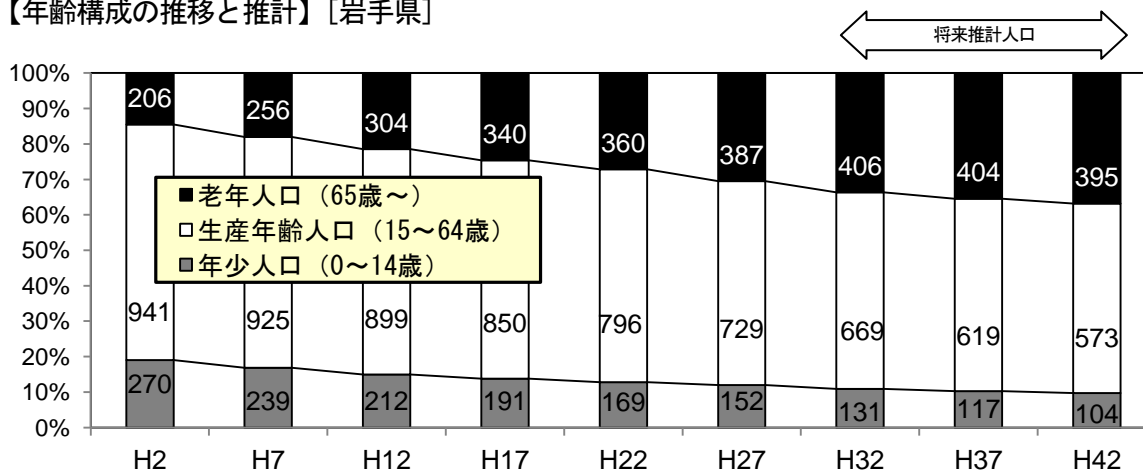
- ・ 生産年齢人口の減少が進む中で、女性、若者、中高年齢者、障がい者等の労働力確保と職業能力の開発及び向上
 - ・ 労働者一人一人の職業能力の底上げによる生産性の向上
- ⇒課題解決のための基本的施策：2

【人口の推移と推計人口】[岩手県]



（総務省「国勢調査」、岩手県「岩手県人口移動報告年報」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（H25推計）」）

【年齢構成の推移と推計】[岩手県]



（総務省「国勢調査」、岩手県「岩手県人口移動報告年報」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（H25推計）」）

(2) 女性

- 本県の平成 22 年の女性の労働力率を年齢階級別にみると、「35～39 歳」(76.4%) 及び「30～34 歳」(76.6%) の 30 歳代を底とする M 字型を示している。しかし、平成 17 年に比べると、「30～34 歳」で 4.2 ポイント、「35～39 歳」で 2.9 ポイントの上昇となるなど、M 字の谷は底上げされている。

なお、全国と比較すると M 字の谷が浅いことから、本県の女性は年齢による労働力率の低下が比較的小さいといえるものの、結婚、出産期における離職があるものと思われる。

- 本県の女性の就業者割合を産業別にみると、平成 17 年と平成 22 年の比較では、第 1 次産業及び第 2 次産業の割合が低下した一方、第 3 次産業の割合は上昇した。

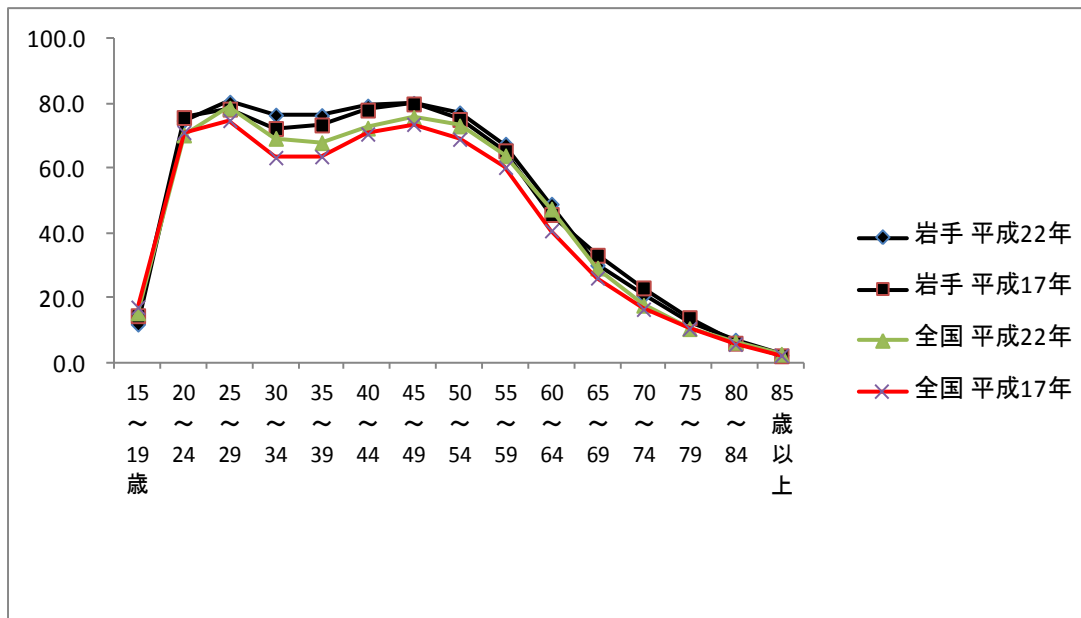
平成 17 年において最も就業者割合が高かったのは「卸売・小売業」であったが、平成 22 年においては「医療・福祉」が最も高く、次いで「卸売・小売業」、「製造業」の順となっている。

【課題】

- 結婚、出産、子育てなどライフステージに応じた多様な働き方を可能とする職業能力開発の促進
- 女性の求職ニーズに対応した職業訓練の機会の提供
⇒課題解決のための基本的施策：2(1)

【年齢別労働力率】[全国・岩手県]

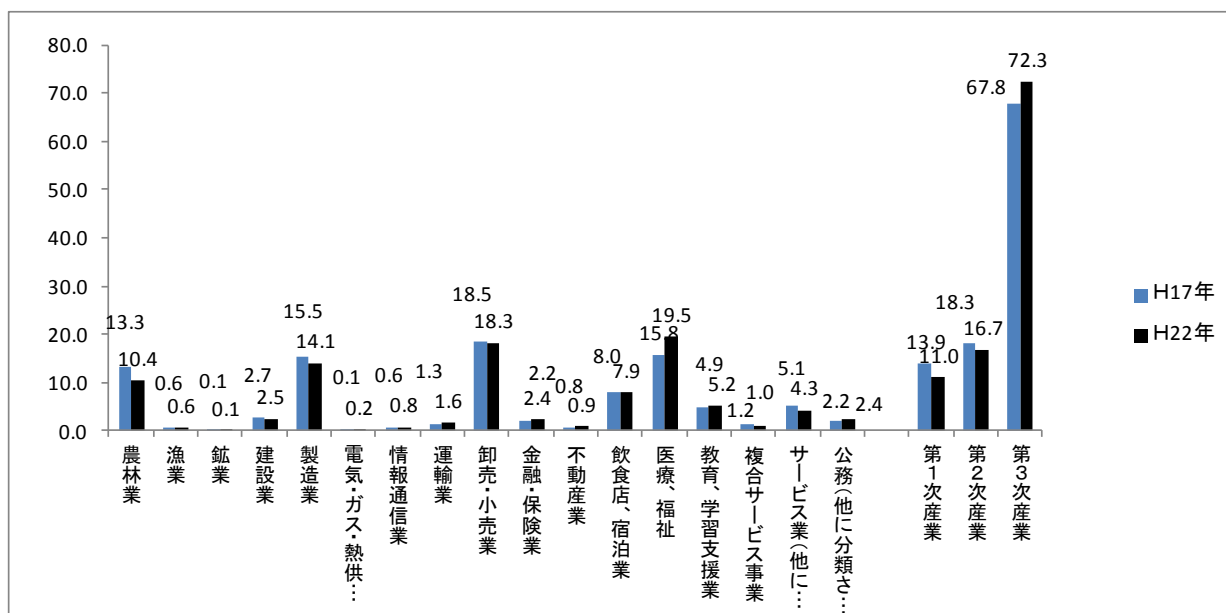
(%)



(総務省「国勢調査」)

【産業別、15歳以上女性就業者割合】〔岩手県〕

(%)



(総務省「国勢調査」)

(3) 若年者

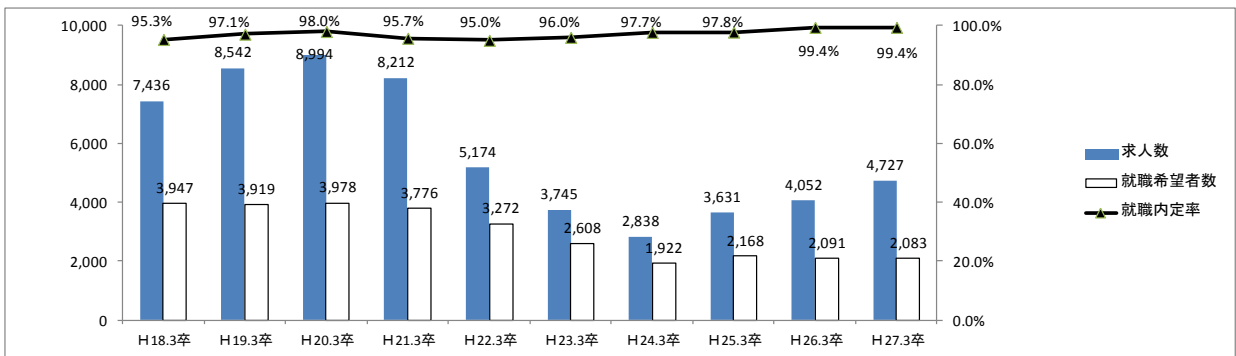
- ・ 本県の最近3年間の新規高等学校卒業者の就職内定率(各年3月末)は、ほぼ100%であり、求人数も増加傾向にある。
- ・ 若年者である15～24歳及び25～34歳の完全失業率をみると、平成22年以降、雇用情勢の改善に伴い低下傾向が続いているが、総数に比較すると高い水準で推移している。
- ・ 本県の新規学卒(高等学校)就職者の在職期間別離職率については、平成24年3月高校卒業者の3年以内離職率は43.1%と5割を下回り、平成18年3月高校卒業業者以来5割を下回る水準で推移しているものの、全国平均(40.1%)を上回っている。
- ・ 全国のフリーター(*1)数は平成25年以降減少傾向にあるものの、300万人を超える規模で推移している。
- ・ 全国のニート(15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者)の数は、平成14年以降、毎年60万人台で推移している。

【課題】

- ・ 就労経験に乏しい若年者の就職を支援するため、日本版デュアルシステム訓練(*2)などの企業実習付き職業訓練への誘導など、就職につながりやすい職業訓練の推進
 - ・ 就労経験に乏しい若年者に対する、コミュニケーション能力を含めた人間関係調整能力の醸成を図る職業能力開発の機会の提供
 - ・ フリーターやニートに対する職業意識の醸成や実践的な職業能力開発の機会の提供
- ⇒課題解決のための基本的施策：2(2)

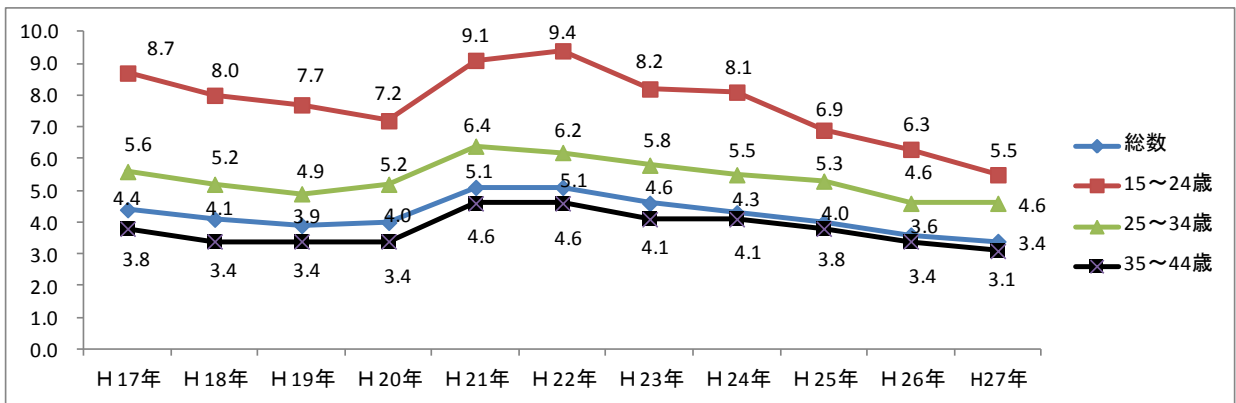
【新規高等学校卒業者の年度別求人数及び就職希望者数等の推移】[岩手県]

(千人)



(岩手労働局「新規学校卒業予定者の就業紹介状況」)

【完全失業率（年齢階級別）の推移】[全国]

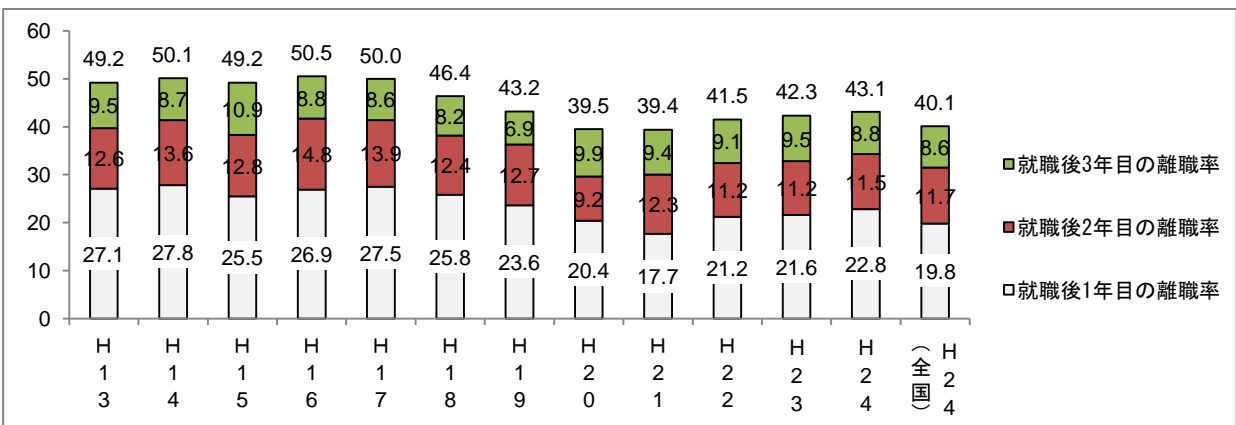


(総務省「労働力調査」)

【新規学卒（高等学校）就職者の在職期間別離職率の推移】[岩手県]

(%)

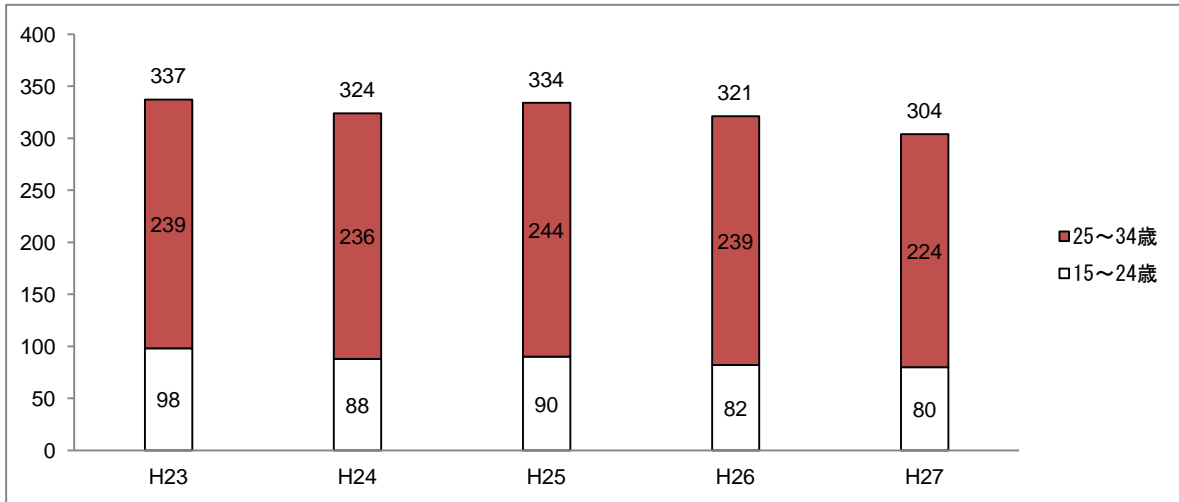
(各年3月高校卒業者)



(岩手労働局)

【フリーターの人数の推移】[全国]

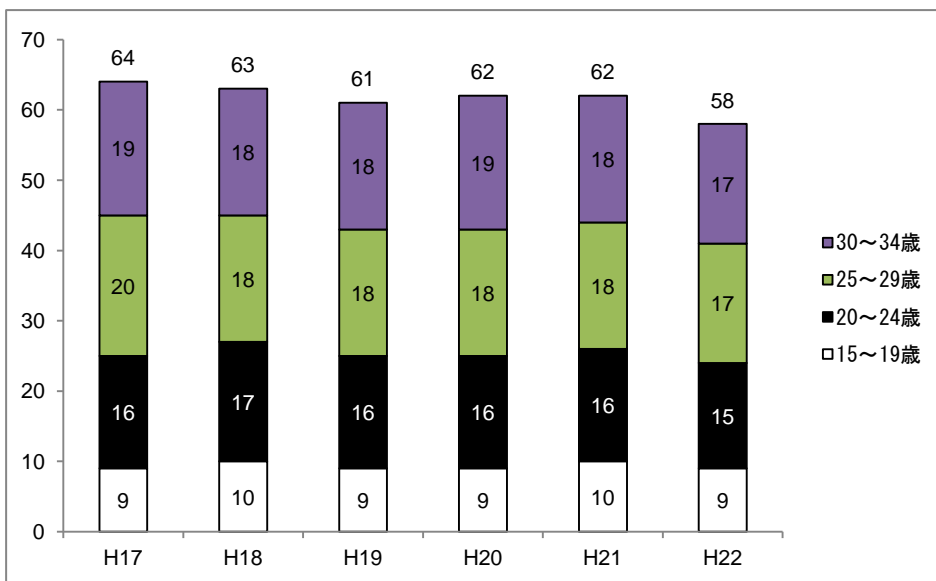
(万人)



(総務省「労働力調査(詳細推計)」)

【若年無業者(ニート)の人数の推移】[全国]

(万人)



※若年無業者については15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計

(総務省「労働力調査」)

(4) 中高齢者

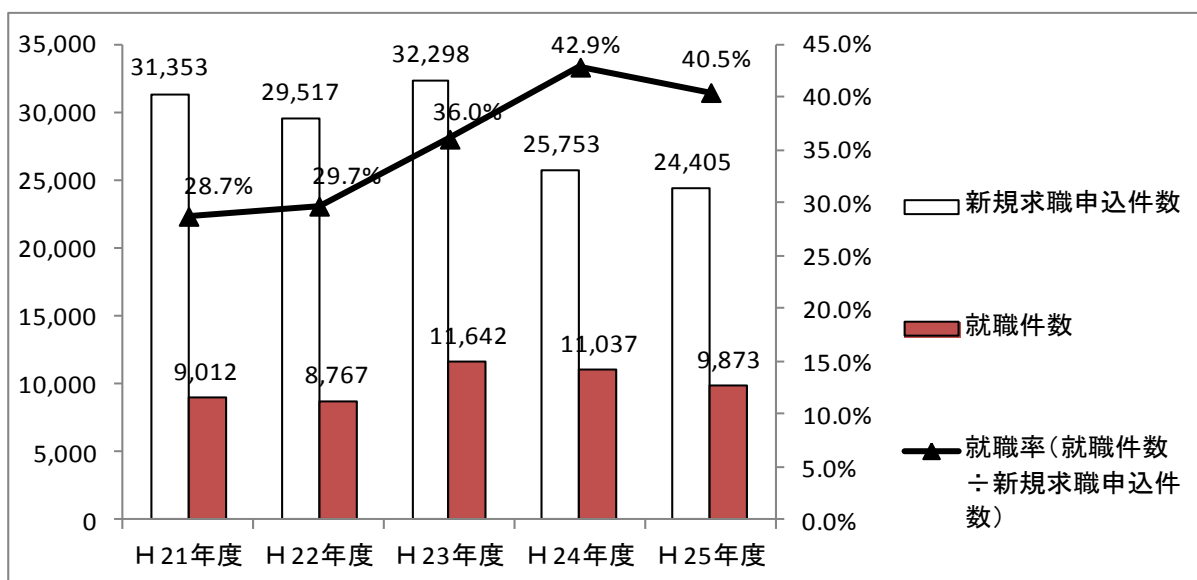
本県の中高年齢者の新規求職申込件数は、平成23年度以降減少傾向にある一方、就職率は、平成21年度以降上昇傾向にあり、平成24年度及び平成25年度は40%を超える高い水準となっている。

【課題】

- ・これまで培った経験や能力を活かせる分野の職業能力開発の推進
 - ・豊富な経験や熟練した技能を有する者の高齢化や引退が進むことから、これを継承する環境づくり
- ⇒課題解決のための基本的施策：2(3)

【中高年齢者の一般職業紹介状況】〔岩手県〕

(人)



(岩手県「岩手統計年鑑」)

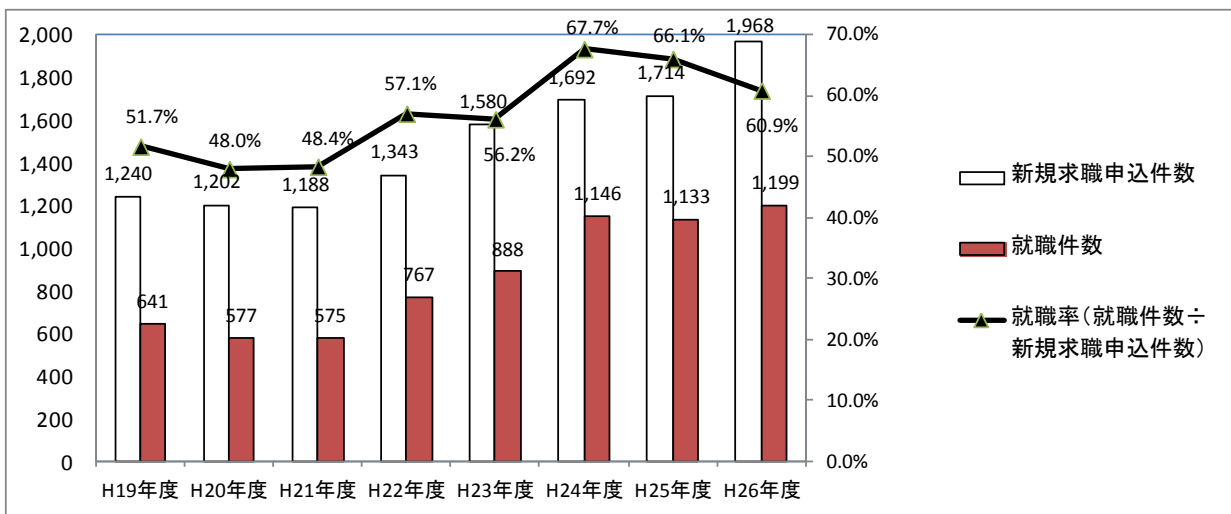
(5) 障がい者

- ・ 本県の障がい者の新規求職申込件数は増加傾向にあり、就職件数も伸びている一方、就職率は、平成 24 年度以降減少傾向にある。
- ・ 本県の民間企業における障がい者実雇用率は上昇傾向にあり、全国の実雇用率を上回っているが、法定雇用率（*3）2.0%をわずかに下回っている状況である。

【課題】

就労を希望する障がい者が増加傾向にある中で就職率が低下していることから、障がいの態様や求職ニーズに対応したきめ細かな職業能力開発の機会の提供
⇒課題解決のための基本的施策：2(4)

【障がい者職業紹介状況】〔岩手県〕

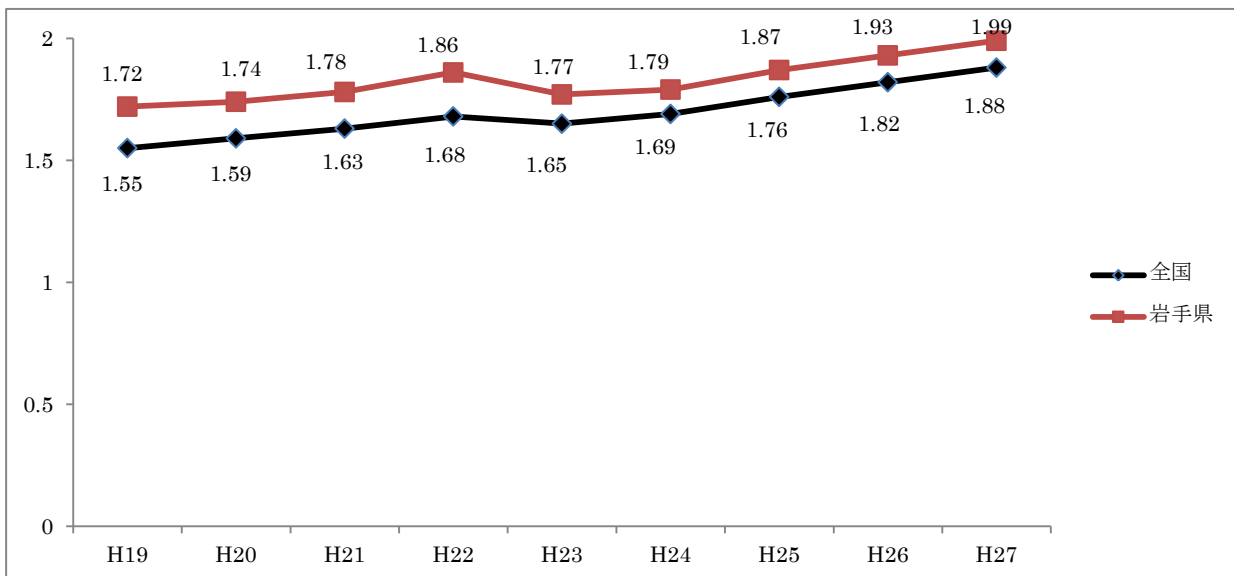


(岩手労働局「職業安定業務年報」)

【民間企業における年次別障がい者実雇用率の推移】〔全国・岩手県〕

(%)

(各6月1日現在)



(岩手労働局「職業安定業務年報」)

(6) 非正規労働者

- ・ 県内の雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は、男女とも年々上昇し、平成24年では、男性が22.9%。女性が55.0%となっている。
- ・ 本県の初職就業時の雇用形態をみると、非正規就業者として初職に就いた者の割合が年々上昇しており、「昭和62年10月～平成4年9月」では、13.9%であったものが、「平成19年10月～24年9月」では42.7%と半数に近付いている。

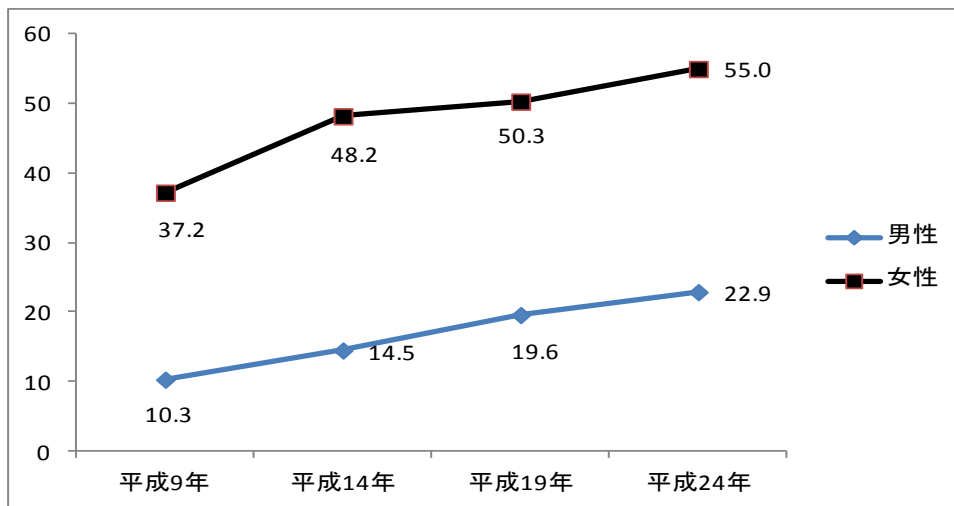
【課題】

非正規労働者の労働者全体に占める割合や非正規就業者として初職に就いた者の割合が高まっており、職業能力形成の機会に恵まれなかった労働者一人一人の適性に合った職業能力開発の機会の提供

⇒課題解決のための基本的施策：2(5)

【男女別非正規の職員・従業員の推移】〔岩手県〕

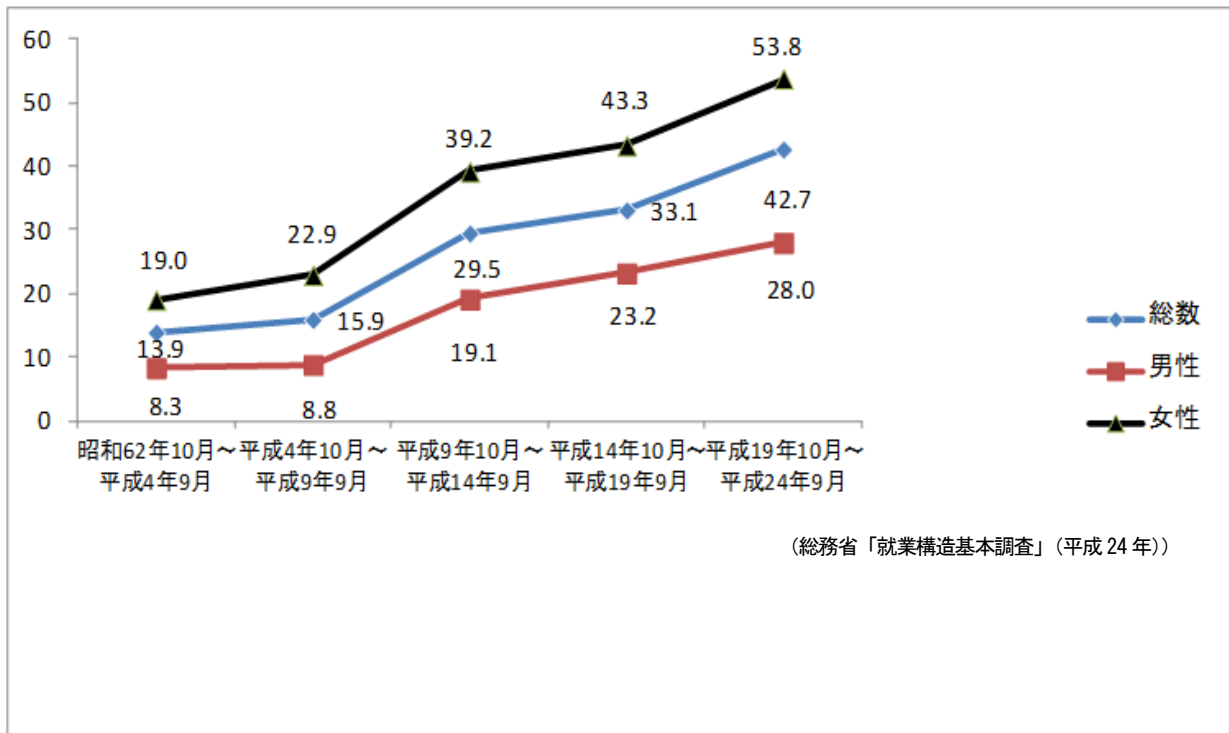
(%)



(総務省「就業構造基本調査」)

【非正規就業者として初職に就いた者の割合の推移】〔岩手県〕

(%)



3 労働の需要面の変化と課題

(1) 県の産業の動向

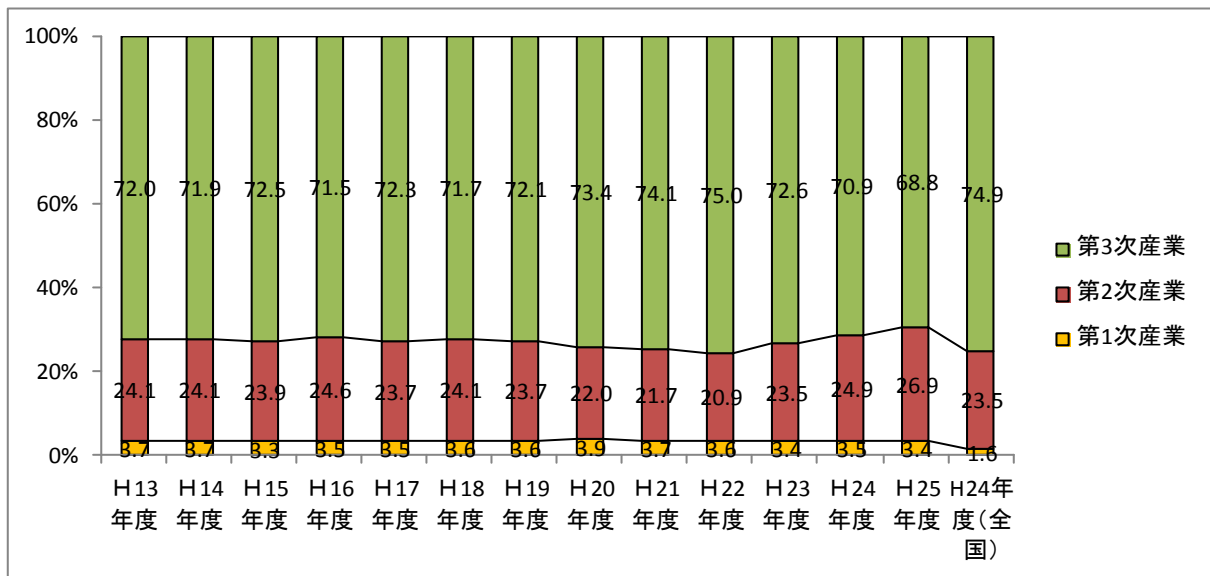
- ・ 県内総生産（名目）の産業別動向をみると、第1次産業は横ばい、第2次産業は平成23年度以降増加傾向で推移しているのに対し、第3次産業は減少傾向にある。
- ・ 県内総生産（名目）を経済活動別にみると、東日本大震災津波以降、建設業の総生産が大幅に増加しており、平成25年度の総生産は6,484億円で、サービス業8,285億円に次ぐ生産額となっている。

【課題】

東日本大震災津波の復興工事等による建設業の需要増加に対応した職業訓練の重点的な実施

⇒課題解決のための基本的施策：3(1)

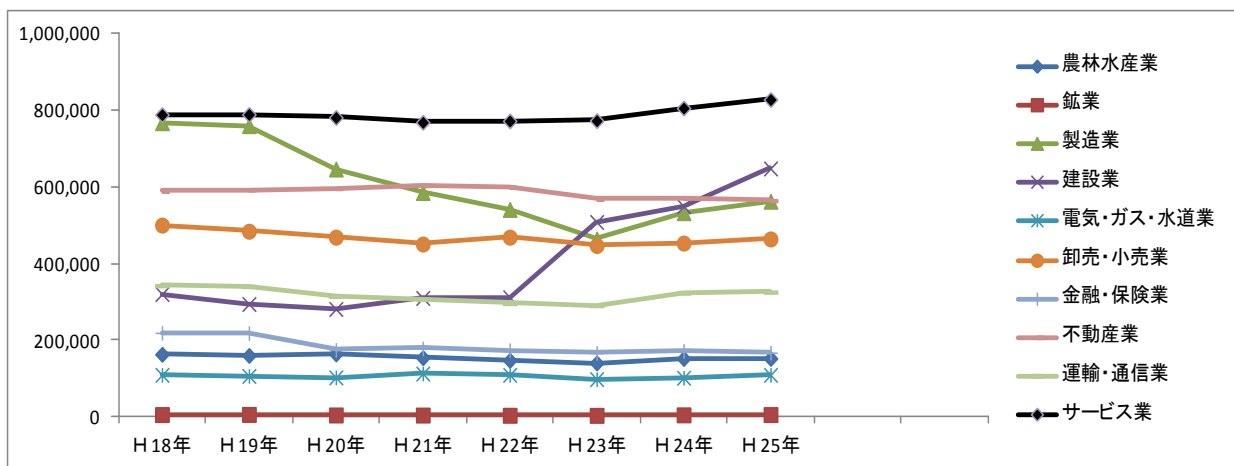
【県内総生産（名目）の産業別構成比の推移】[岩手県]



(県政策地域部「平成25年度岩手県県民経済計算年報」、内閣府「国民経済計算平成25年度確報」)

【経済活動別県内総生産（名目）】[岩手県]

(百万円)



※生産者価格表示の県内総生産
(県政策地域部「平成25年度岩手県県民経済計算年報」)

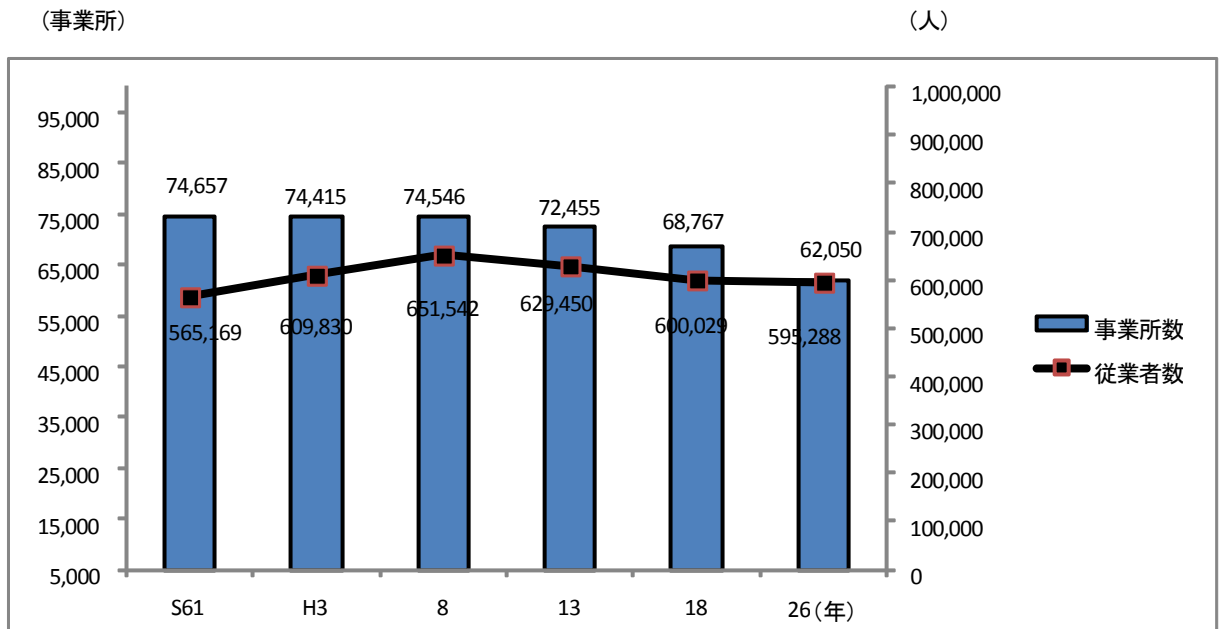
(2) 産業構造の変化

- ・ 本県の平成 26 年 7 月 1 日時点の事業所数は 62,050 事業所、従業者数は 595,288 人と減少傾向にある。
- ・ 本県の事業所数について、産業大分類で見ると、平成 26 年 7 月 1 日時点では、「卸売・小売業」が最も多く、次いで、「サービス業（他に分類なし）」、「宿泊業・飲食サービス業」、「建設業」の順となっており、平成 18 年と順位に変化はない。
- ・ 本県の従業者数について、産業大分類で見ると、平成 26 年 7 月 1 日時点では、「卸売・小売業」が最も多く、次いで「製造業」、「医療福祉」、「サービス業（他に分類なし）」、「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」の順となっている。なお、平成 18 年と比べて増加しているのは、「医療、福祉」である。
- ・ 本県の産業大分類別有業者割合をみると、平成 24 年は、「卸売・小売業」(16.1%) が最も高く、次いで「製造業」(15.1%)、「医療、福祉」及び「サービス業（他に分類されないもの）」(11.0%) となっている。平成 19 年に比べると、「建設業」(0.2 ポイント増)、「運輸業」(0.6 ポイント増)、「飲食店・宿泊業」(1.5 ポイント増)、「医療、福祉」(0.8 ポイント増)、「サービス業（他に分類されないもの）」(0.5 ポイント増)が増加した。

【課題】

医療、福祉分野など人手不足が深刻化する分野の人材育成
⇒課題解決のための基本的施策：3 (3)

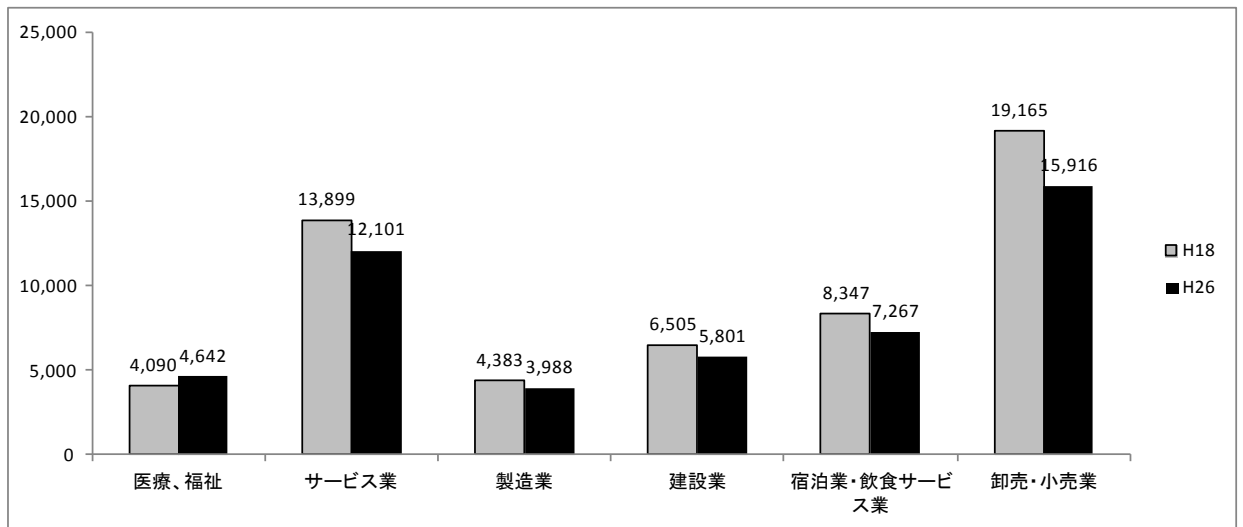
【事業所数と従業者数の推移】



(総務省「事業所・企業統計調査」)

【主な産業大分類別事業所】〔岩手県〕

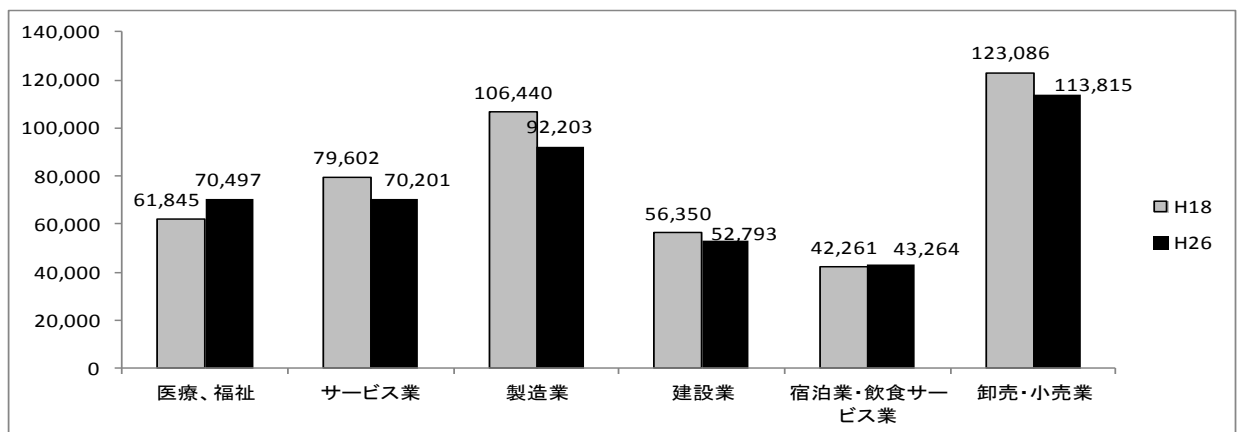
(事業所)



(総務省「事業所・企業統計調査」、総務省・経済産業省「平成26年経済センサス-基礎調査」)

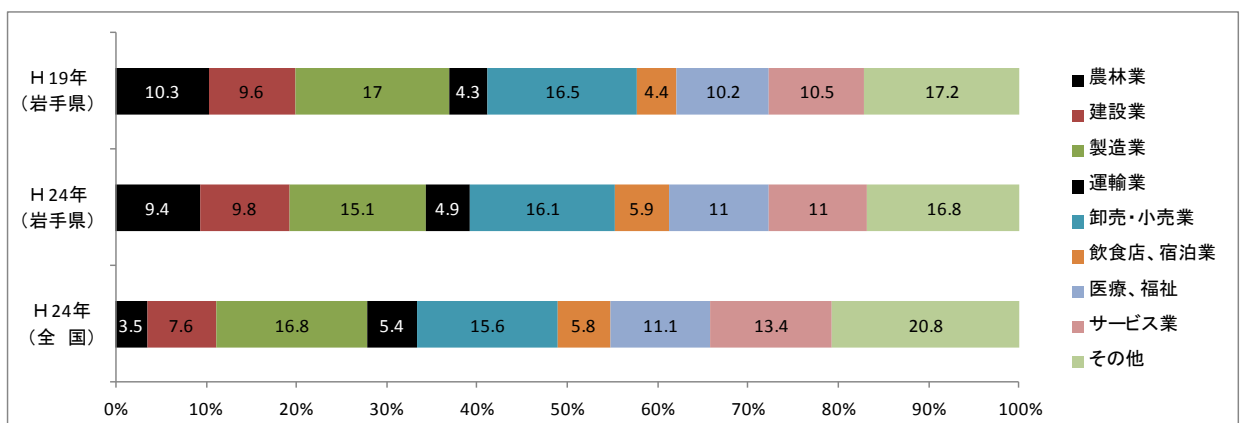
【主な産業大分類別従業者数】〔岩手県〕

(事業所)



(総務省「事業所・企業統計調査」、総務省・経済産業省「平成26年経済センサス-基礎調査」)

【産業大分類別有業者割合】〔全国・岩手県〕



(総務省「就業構造基本調査」)

(3) 企業の職業訓練

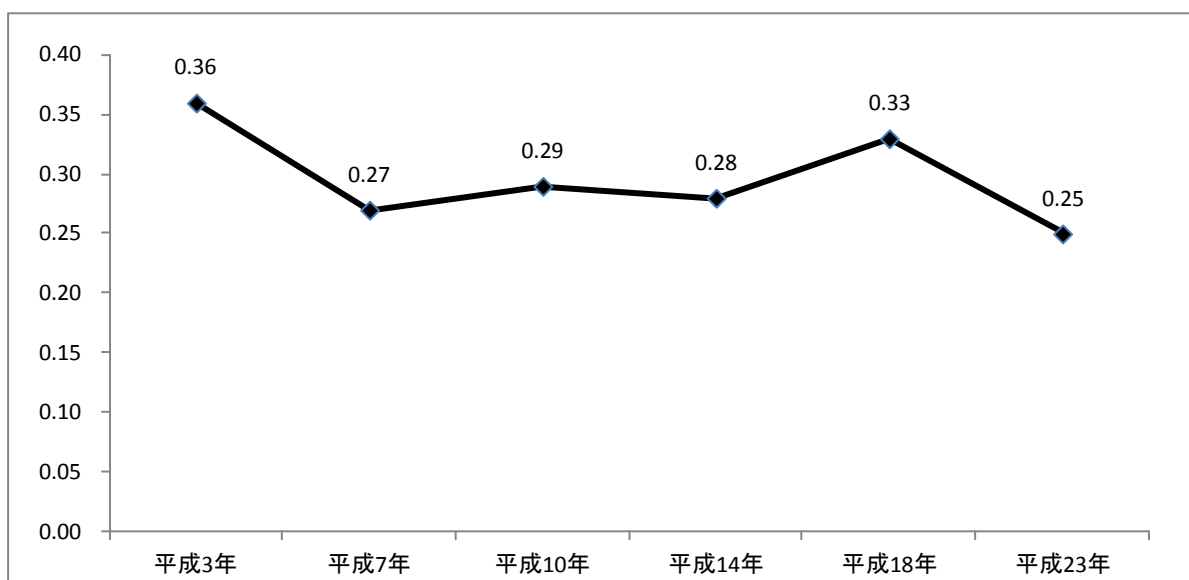
企業においては、労働費用に占める教育訓練費の割合は、平成18年に上昇に転じたものの減少傾向にあり、教育投資を控える傾向がみられる。

【課題】

- ・企業の労働費用に占める教育訓練費の割合が低下していることから、企業内で習得できない高度な職業訓練の機会の提供
 - ・加えて、企業内の人材育成投資を促進する取組の強化が必要
- ⇒課題解決のための基本的施策：4(4)

【全国の労働費用に占める教育訓練費の割合の推移】 [全国]

(%)



(厚生労働省「就労条件総合調査」)

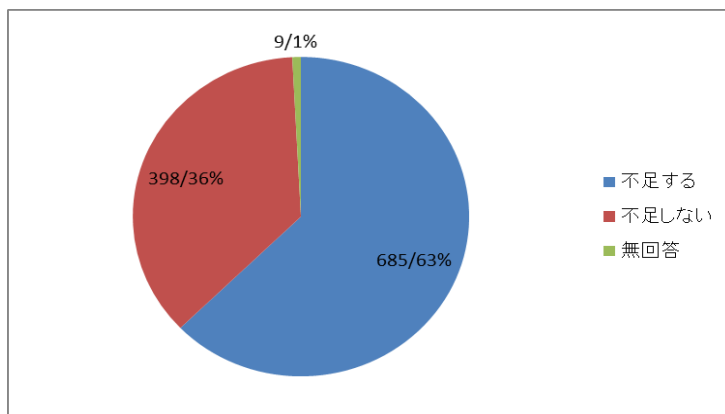
(4) 本県における職業人材の状況

- 平成 27 年度に県内の事業所を対象に県が行った調査によると、現在又は近い将来において人材が「不足する」と回答した事業所が 63%あり、過半数の事業所において人材が不足する状況となっている。
- 現在または近い将来に不足すると考えている職種として、「技能工」が 40%と最も多く、これに続いて「技術職」が 30%、「事務職」が 25%、「販売職」が 24%と続いている。
- 採用に当たり求めている人材の能力として、「積極性・意欲」が 59%で最も多く、続いて「基礎的な知識・技能」が 41%、「コミュニケーション能力」が 30%、「関係資格の取得」が 26%と続いており、基本的な能力が求められていることが窺える。

【課題】

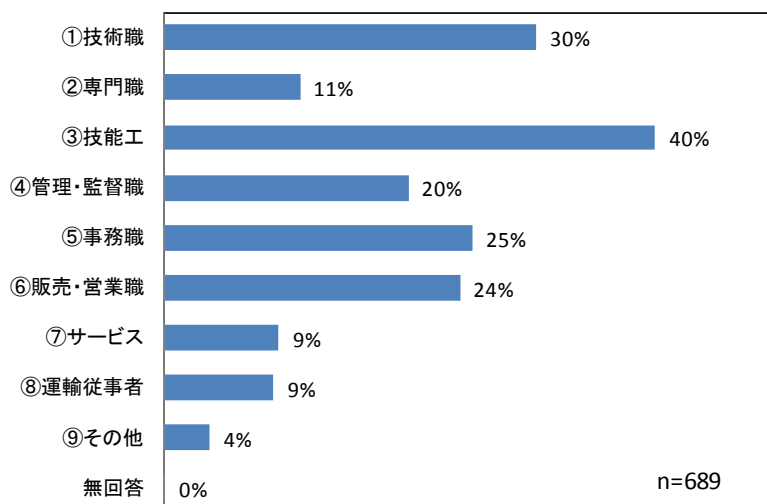
- 離職者に対し、今後需要が見込まれる分野に対応した職業訓練の機会の提供
- 一人一人の職業能力の向上による人材不足解消（生産性の向上）に向けた人材育成の強化
⇒課題解決のための基本的施策：3 (3)
- 地域産業のニーズに応じた労働者の職業能力底上げの推進のための支援
⇒課題解決のための基本的施策：4 (1)

【現在または近い将来における人材不足の状況】〔岩手県〕

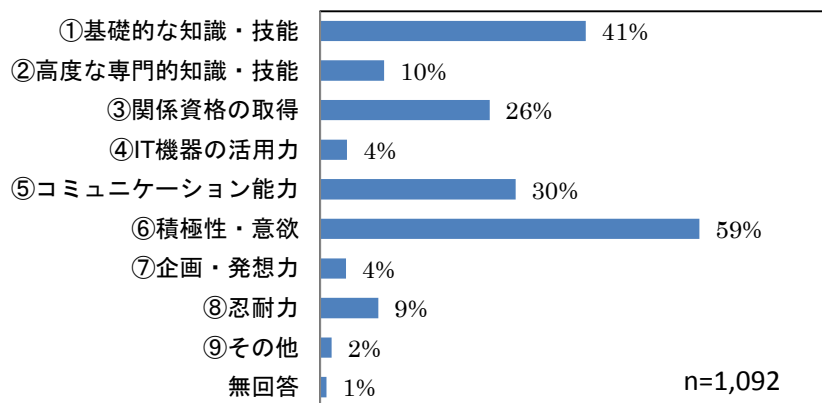


(岩手県「平成 27 年度岩手県職業能力開発基礎調査」)

【現在または近い将来不足すると考えている人材の職種（複数回答）】〔岩手県〕



【採用に当たり求めている人材の能力（複数回答）】〔岩手県〕



岩手県「平成27年度岩手県職業能力開発基礎調査」

4 産業振興の方向

いわて県民計画（第3期アクションプラン（平成27年度～平成30年度））においては、「産業創造県いわて」を実現するために以下の政策項目を定めており、職業能力開発においてもこれらを実現するための各種施策を展開していく。

(1) 国際競争力の高いものづくり産業の振興

高度な技術を有する優れた人材を育成し、自動車・半導体関連産業の一層の集積と高度化に寄与する。また、県内各地の企業群にも優れた人材を供給することにより活発な事業活動を促し、地域の産業・雇用に好循環をもたらすとともに、復興後の次なる展開にもつながる新産業・新事業を着実に成長させ、国際競争力の高いものづくり産業の振興につなげる。

(2) 食産業の振興

本県ならではの地域資源を活用した食産業は、地域の経済と雇用を支える重要な産業の一つであり、第1次産業分野から2次・3次産業分野に至る緊密な連携により、付加価値と生産性の高い総合産業として成長しているが、沿岸地域においては東日本大震災津波により被災した水産加工業を中心に、商品開発や販路開拓等を担う人材を育成し、地域の経済活動を活発化させる。

(3) 観光産業の振興

本県の豊かな観光資源を地域自らが磨き上げるとともに、観光客の受入態勢を向上させるため、観光分野の人材育成を図る。特に、釜石市で開催されるラグビーワールドカップ2019日本大会を見据えた観光キャンペーンの展開、台湾を中心とした外国人観光客の誘客などの取組を促進するため、外国人観光客に対応できる人材の育成を図る。

(4) 地場産業の振興

本県の地域資源と文化に育まれた地場産業とその製品の魅力を県内をはじめ国内外の多くの人々に発信することができる人材の育成を図る。

- (5) **次代につながる新たな産業の育成及び科学技術によるイノベーションの創出**
自動車・半導体関連産業などに続く新たなものづくり産業や地域資源活用型産業に寄与する人材育成を図るとともに、中高生を対象とした科学技術に対する理解増進を図る取組等により科学技術を担う人材の育成を図る。
- (6) **商業・サービス業の振興及び中小企業の経営力の向上**
消費者ニーズに的確に対応した**新しい**商品やサービスを提供できる人材の育成を図る。また、在職者訓練を効果的に実施することなどにより、地域経済の担い手として重要な役割を果たしている中小企業の従業員の職業能力の向上を図る。
- (7) **海外市場への展開**
東アジア地域をはじめとする海外市場へ輸出する製品の製造に携わる人材の育成を図る。
- (8) **雇用・労働環境の整備**
一人一人が能力を生かして希望する職に就き、働くことを可能とする職業能力開発施策を展開する。また、沿岸被災地域の産業の復興とともに創出される新たな雇用に対応できる人材を育成する。

【課題】

- ・国際競争力が高く、本県の基幹産業である自動車・半導体関連産業等の振興に対応したものづくり分野を担う人材の育成
⇒課題解決のための基本的施策：3(2)
- ・食産業など、地域資源型産業を担う人材の育成
⇒課題解決のための基本的施策：3(3)
- ・観光産業の振興に対応した人材の育成
⇒課題解決のための基本的施策：3(3)
- ・地場産業や次代につながる新たな産業を担う人材の育成
⇒課題解決のための基本的施策：3(3)
- ・従業員への教育投資を多く賄うことが難しい中小零細企業の従業員の職業能力の向上に資するための多様な在職者訓練コースの設定
⇒課題解決のための基本的施策：4(4)
- ・海外へ輸出する製品の製造に携わる人材の育成
⇒課題解決のための基本的施策：3(3)
- ・県民一人一人、特に、若年者、女性、障がい者などの就職を支援するためのきめ細かな職業能力開発の機会の提供
⇒課題解決のための基本的施策：2

5 国における制度の見直し

(1) キャリアコンサルタントの国家資格化

「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が平成27年10月1日付で施行され、労働者からの相談に応じ助言・指導を業として担うキャリアコンサルタントの登録制度が法定され、キャリアコンサルタントが国家資格化された。

【課題】

- ・ジョブ・カード(*4)を活用したキャリアコンサルティング(*5)の推進
 - ・若年期から中高年に至るまで、職業生活の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会の設定(セルフ・キャリアドック)の促進
 - ・母子家庭の母等、出産・育児・介護等により離職し、就業にブランクのある女性及び非正規労働者を対象としたキャリアコンサルティングの機会の確保
 - ・若年者のキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルティングの機会の確保
- ⇒課題解決のための基本的施策：1(2)

(2) 公的職業訓練の総合的な訓練計画の策定

公的職業訓練全体で効果的に職業訓練コースを設定するため、公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施に関する計画については、平成28年度計画から、両計画を一体化した総合的な計画を国レベル及び地方レベルで策定することとなった。

【課題】

- 岩手労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)等関係機関との一層の連携の強化
- ⇒課題解決のための基本的施策：4(5)

(3) 都道府県労働局の機能強化

産業界や地域のニーズを踏まえた職業能力開発施策を一層推進する観点から、都道府県労働局が国の職業能力開発行政の拠点として位置付けられ、平成27年10月から、新たに「地方人材育成対策担当官」が配置された。

【課題】

- 岩手労働局及びハローワークとの一層の連携強化
- ⇒課題解決のための基本的施策：4(5)

6 職業能力開発実施機関の状況

(1) 公的機関

ア 県の職業能力開発施設

県は、県立産業技術短期大学校をはじめとして県内に5施設を設置し、新規高校卒業者を中心に、新規中学校卒業生、在職者を対象とした職業訓練を施設内で実施しているほか、離職者や障がい者等を対象とした職業訓練を外部の団体等に委託して実施している。

① 職業能力開発短期大学校

[産業技術短期大学校 本校]

- ・ 新規高校卒業者を主な対象として、メカトロニクス技術科をはじめ5科において、2年課程（専門課程）の高度職業訓練を実施している。
- ・ 2年課程（専門課程）卒業生及び在職者を対象として、産業技術専攻科において、オーダーメイドカリキュラムを取り入れた1年課程の高度職業訓練を実施している。
- ・ 在職者を対象として、2日間程度の高度職業訓練を実施している。
- ・ 離職者、若年者、障がい者等を対象として、職業訓練法人等の民間教育訓練機関に委託して3か月～6か月間の普通職業訓練を実施している。

[産業技術短期大学校 水沢校]

- ・ 新規高校卒業者を主な対象として、生産技術科をはじめ3科において、2年課程（専門課程）の高度職業訓練を実施している。
- ・ 離職者、若年者、障がい者等を対象として、職業訓練法人等の民間教育訓練機関に委託して3か月～6か月間の普通職業訓練を実施している。

② 職業能力開発校

[千厩高等技術専門校]

- ・ 新規高校卒業者を主な対象として、自動車システム科において2年課程の普通職業訓練を実施している。

[宮古高等技術専門校]

- ・ 新規高校卒業者を主な対象として、自動車システム科において2年課程の普通職業訓練を実施している。
- ・ 新規高校卒業生及び在職者を主な対象として、金型技術科において1年課程の普通職業訓練を実施している。
- ・ 在職者を対象として、2日間程度の普通職業訓練を実施している。
- ・ 離職者、若年者、障がい者等を対象として、職業訓練法人等の民間教育訓練機関に委託して3か月～4か月間の普通職業訓練を実施している。

[二戸高等技術専門校]

- ・ 新規高校卒業者を主な対象として、自動車システム科及び建築科において2年課程の普通職業訓練を実施している。
- ・ 在職者を対象として、2日間程度の普通職業訓練を実施している。
- ・ 離職者、若年者、女性等を対象として、職業訓練法人等の民間教育訓練機関に委託して3か月～4か月間の普通職業訓練を実施している。

【課題】

- ・ 県立職業能力開発施設における訓練について、より多くの県民に周知することが必要
- ・ 地域の訓練ニーズや少子化等の状況により、必要に応じ、訓練内容や定員の見直しについて検討が必要
- ・ 厳しい行財政状況の中にあっても、老朽化した施設について、適切な訓練環境の確保が必要

⇒課題解決のための基本的施策：6(1)

イ 国の職業能力開発施設

「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」が平成23年4月27日付けで公布され、同年10月1日をもって同機構が廃止されたことに伴い、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が国に代わって職業能力開発施設を設置し、運営している。

[職業能力開発促進センター（ポリテクセンター岩手）]

- ・ 離職者を対象として、CAD/NC オペレーション科をはじめとして7科において6か月～7か月間の短期課程の普通職業訓練を実施している。
- ・ 在職者を対象として、2～4日間程度の短期課程の高度職業訓練を実施している。
- ・ 求職者支援制度の普及及び訓練の認定や指導を行っている。
- ・ 事業主が行う職業訓練に対する援助事業を実施している。
- ・ 訓練の質の確保や更なる向上を図るために策定された「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」についての研修を職業訓練法人等、民間職業訓練機関に対して実施している。

[職業能力開発促進センター（ポリテクセンター岩手遠野実習場）]

- ・ 東日本大震災津波からの復興に資する人材を育成するため平成23年度に設置され、離職者を対象として住宅施工科において6か月の短期課程の普通職業訓練を実施している。

【課題】

雇用情勢の改善により入所者数が減少しているため入所者数の確保が課題

⇒課題解決のための基本的施策：6(2)

(2) 職業訓練法人等

事業主等（職業訓練法人）は、自ら設置した施設あるいは市等が設置した施設を借り受けて（施設の管理を市等から受託して）、在職者等を対象とした職業訓練を実施しているほか、国や県からの委託を受けて、離職者や障がい者等を対象とした職業訓練を実施している。

[職業能力開発校（認定高等職業訓練校）]

- ・ 在職者を主な対象として、木造建築科等において1年～4年間の普通職業訓練（養成訓練）を実施している。
- ・ 在職者を主な対象として、12時間以上6か月未満の普通職業訓練（向上訓練）を実施している。
- ・ 県からの委託を受けて、離職者、若年者、障がい者等を対象とした、3か月～4か月間の普通職業訓練を実施している。
- ・ 新規高校卒業者を主な対象として、コンピュータ・ビジネス科とコンピュータ・システム科の2科において、2年課程の普通職業訓練を実施している。（北上コンピュータ・アカデミー）

[専門学校等の民間教育訓練機関]

- ・ 国や県からの委託を受けて、離職者、若年者、障がい者等を対象として、3か月～24か月間の普通職業訓練を実施している。

【課題】

職業訓練法人の構成員の多くが建築・建設関連業種であるため、訓練科のほとんどがこれらの業種関連であるが、地域経済の活性化のためには、より多様な業種の訓練科の設定が必要

⇒課題解決のための基本的施策：6(3)

(3) その他の施設

職業能力開発促進法に基づく施設ではないが、いわてデジタルエンジニア育成センターや専門学校等の民間教育訓練機関においても職業訓練・職業教育を実施している。

(参考) 職業訓練の種類と職業能力開発施設の関係

訓練の種類	訓練課程	訓練対象者	県	国	事業主 団体等	実施施設
高度職業訓練	専門課程	新規高校卒業者	◎	—	—	産業技術短期大学校
	応用短期課程	専門課程卒業生 在職者	◎	—	—	産業技術短期大学校
	専門短期課程	在職者	◎	◎	—	産業技術短期大学校 ポリテクセンター岩手
普通職業訓練	普通課程	新規高校卒業者	◎	—	◎	高等技術専門校 北上コンピュータ・アカデミー
		在職者	—	—	◎	認定高等職業訓練校
	短期課程	在職者	◎	—	◎	高等技術専門校 認定高等職業訓練校
		離職者	◎、○	◎、○	△	ポリテクセンター岩手 認定高等職業訓練校等
		障がい者	○	—	△	認定高等職業訓練校等

◎：施設内で自ら実施するもの、○：委託して実施するもの、△：受託して実施するもの、—：実施していないもの

第3 職業能力開発の方向性

第2に示した職業能力開発を巡る環境の変化に鑑み、職業能力開発の方向性を以下のとおり定める。

1 生産性向上に向けた人材育成の強化

国の第10次職業能力開発基本計画においては、生産性向上に向けた人材育成の強化として、IT人材層を分厚くする取組の強化・加速化が掲げられている。国においては、我が国の労働生産性向上のカギとしてITの活用を捉えており、生産年齢人口が急速に減少している本県においてもITの活用による生産性向上は不可欠である。また、経済のグローバル化の進展から取り残されないためにも、IT人材の育成は急務である。このことから、高度なIT人材を育成するための職業訓練の開発等を、機構等関係機関と連携して実施していく。

また、本県は、全国を上回るスピードで少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少している中で、人口減少に立ち向かって、産業の発展を図っていくためには、女性、若者、中高年齢者、障がい者等を含めた一人一人が職業能力を底上げすることにより生産性を高めしていく必要がある。

2 「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障がい者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進

「全員参加の社会の実現加速」に向け、女性に対しては結婚、出産、子育てなどのライフステージに応じた多様な働き方を可能とする職業能力開発の促進、就労経験に乏しい若者に対しては社会適応能力や職業意識の醸成を図る職業能力開発の促進、中高年齢者に対してはそれまで培った経験や能力を活かせる職業能力開発の機会の提供、障がい者に対しては障がいの態様や求職ニーズに対応したきめ細かな職業能力開発の機会の提供を図るなど個々の訓練ニーズに応じた施策を展開していく。

3 産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進

本県の有効求人倍率は平成25年度以降1倍を超える状況にあるが、建設分野等、特定の分野での人手不足が深刻となっており、また高齢化の一層の進展により介護人材の大幅な不足も予想されているため、これらの分野への就職を促進する職業訓練を重点的に実施していく。

また、本格復興の完遂とその先の更なる展開に向けて、建設分野等、復興需要を担う人材の育成が不可欠であり、これらの分野への就職を促進する職業訓練を重点的に実施していくほか、被災地域の経済活性化に向けて、被災地域の産業振興施策に対応した職業能力開発施策を実施し、必要な人材を供給していく。

更に、「産業創造県いわて」の実現に向けて、労働局及び機構等、関係機関と連携し、国の「地域レベルのコンソーシアム事業(*6)」を活用するなどして、ものづくり分野における優れた人材の育成を図っていく。

なお、本県は2つの世界遺産を有するなど、観光面での優位性を持ち、また、豊かな観光資源に恵まれているほか、ラグビーワールドカップ2019日本大会が釜石市で開催されるなど、観光分野の人材育成が急務であることから、観光業界の求人ニーズに対応した職業能力開発施策を実施していく。

4 人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開

本県は全国を上回るスピードで生産年齢人口が減少している中で、産業の発展を図っていくには、職業能力開発制度と職業能力開発評価制度を中心とした労働市場インフラの戦略的展開が重要であり、そのためには、国と県の計画を一体化した総合的な訓練計画を策定するに当たっても、人材ニーズを的確に捉えるとともに、労働局、機構等関係機関と連携を密にする必要がある。

また、業界内検定や社内検定の拡充・普及を図ることにより労働者の自発的な職業能力開発を推進していく。

更に、形成された職業能力が適正に評価されるとともに、企業が求める職業能力とのミスマッチを抑制させるため、国における技能検定制度や本県独自の技能評価認定制度などの職業能力評価制度等の普及に努めていく。

そのほか、ジョブ・カード制度の活用促進により、労働者個人のキャリアアップや非正規労働者の正社員化、多様な人材の円滑な就職等の促進につなげていく。

5 技能の振興

技能尊重気運を醸成することにより、技能の継承と発展を図り、若年技能者の育成につなげていく。

6 職業訓練のインフラの充実等

産業の高度化及び多様化により、今後益々重要性を増す職業能力開発施策を効果的に実施するため、職業訓練のインフラの充実等に努めていく。

第4 職業能力開発の基本的施策

1 生産性向上に向けた人材育成の強化

(1) IT人材育成の強化・加速化

国の第10次職業能力開発基本計画においては、生産性向上に向けた人材育成の強化として、IT人材層を分厚くする取組の強化・加速化が掲げられている。国においては、我が国の労働生産性向上のカギとしてITの活用を捉えており、生産年齢人口が急速に減少している本県においてもITの活用による生産性向上は不可欠であり、また、経済のグローバル化の進展から取り残されないためにも、IT人材の育成は急務である。このことから、既存の在職者訓練、離職者等再就職訓練及び求職者支援訓練におけるIT分野の訓練の拡充を検討するとともに、更に、高度なIT人材を育成するための職業訓練の開発等について、機構等関係機関と連携して実施していく。

- 専門実践教育訓練給付制度(*7)等におけるIT分野の講座拡充に向けた検討〔国〕
- キャリア形成促進助成金制度の活用の促進〔国〕
- 国の「地域レベルのコンソーシアム事業」等を活用したIT人材の人材育成に資する職業訓練コースの開発及び検証〔機構〕
- IT分野における離職者等再就職訓練(委託訓練)の拡充の検討〔県〕
- IT分野の在職者訓練の拡充の検討〔県、認定職業訓練団体〕
- 地域ものづくりネットワーク(*8)と連携したIT分野の人材育成〔県〕
- 県立職業能力開発施設におけるIT分野の充実に向けたカリキュラムの充実に向けた検討〔県〕

(2) 労働者の主体的なキャリア形成の推進

労働者個人が主体的に職業生活設計を行うことができるように、必要な情報を提供するとともに、職業選択や職業訓練の受講等の能力開発を適切に行う環境を整備していく。

また、職業生活の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定するセルフ・キャリアドックの導入を推進する。

- キャリアコンサルティングの計画的な実施 [国]
- ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの推進 [国]
- キャリアコンサルタントの専門性向上や労働者個人や企業等の課題解決を促す仕組みの検討 [国]
- 訓練指導員のカウンセリング研修等の実施 [県]
- セルフ・キャリアドックの推進 [国]
- 教育訓練給付制度の活用の促進 [国]

(3) 企業・業界における人材育成の強化

企業・業界における自主的な職業能力開発が計画的に実施されるよう、職業能力開発関連情報の提供や県立職業能力開発施設における在職者訓練の実施のほか、労働者の能力開発やキャリア形成支援に必要な取組を支援する。

- 企業内の人材育成のためのキャリア形成促進助成金（*9）の活用の促進 [国]
- 認定職業訓練の効果的な活用の促進 [県]
- 在職者訓練の実施 [県]
- ニーズに即して実施するオーダーメイドによる在職者訓練の実施 [県]
- 雇用型訓練を行う事業主への支援の拡充等によるOJTやOFF-JTの実施推進 [国]
- 認定職業訓練制度について、訓練に取り組む事業主等への支援の拡充を通じた活用促進 [国]
- 職業能力開発施設の訓練指導員の企業派遣 [県]

2 「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障がい者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進

(1) 女性の活躍促進に向けた職業能力開発

出産・育児・介護のために長期に離職した女性や就業経験が少ない母子家庭の母等は、十分な職業能力の形成の機会に恵まれていない場合が多いことから、就業相談を通じて、一人一人の状況に応じた適切な情報を提供するほか、企業の求人状況を踏まえながら、再就職に結びつく職業能力開発の機会を提供する。

- 離職者等再就職訓練における「育児等と両立しやすい短時間訓練コースの設定」及び託児サービス付き訓練コースの拡充 [県]
- マザーズコーナー（*10）等での就業相談、職業あっせんの実施 [ハローワーク]
- 母子家庭の母等への就業相談・就業支援等の実施 [県]
- 母子家庭の母等の職業的自立促進事業による委託訓練の実施 [県]
- 女性就業援助事業（技術講習）の実施 [県]

(2) 若者の職業能力開発

望ましい勤労観・職業観の形成や人間関係調整能力などの豊かな人間性の涵養、

就業力の向上に係る発達段階に応じた教育を推進するため、平成22年3月に県教育委員会が策定した「いわてキャリア教育指針」や県内の各大学が策定したプログラムに沿って、関係者が相互に協力しながら各種施策に取り組む。

また、若年者自身が職業について考えることや、自らの適性にあった職業選択ができるように、職業的自立支援を強化し、適切な助言や知識・技能の習得のほか、コミュニケーション能力等の基礎的能力を向上させることができる教育訓練機会を提供する。

更に、初等中等教育を含む学校段階から多様な職業について理解を深め、就業前段階で適切な職業意識を身に付けさせるため、学校等関係機関と連携し、児童・生徒等への職場体験等の支援とともに、ものづくり体験や技能講習会、「ものづくりマイスター」による実技指導の実施を推進する。

加えて、就業経験の少ない若者が、就職するために必要なスキルを得るうえで効果的な、企業実習付きの日本版デュアルシステムによる訓練の受講を推進する。

- 小中学校及び高校におけるキャリア教育の取組支援 [県]
- 大学におけるキャリア教育の取組 [各大学]
- 「ものづくりマイスター (*11)」の活用 [国]
- 学校等関係機関との連携による支援 [県]
- セルフ・キャリアドックの推進 [国]
- 企業実習付きの日本版デュアルシステム訓練の実施 [県]
- 学卒者訓練における更なる就職率向上に向けた取組の充実 [県]
- 地域若者サポートステーション事業 (*12) [国、関係市]
- 学卒未就職者に対するジョブサポーターによる支援 [国]
- キャリアコンサルタント等のキャリア教育に資する人材の育成 [国]
- ジョブカフェにおける就業支援 [県]
- 就業支援員による就業支援 [県]

(3) 中高年齢者の職業能力開発

中高年が多様な経験と熟練した技術・技能等を十分発揮できるよう、中高年のキャリア形成を支援するため、セルフ・キャリアドック等による若年期からの継続的なキャリアコンサルティングの機会を確保する。

また、在職中の職業能力開発の向上が必要との視点から、キャリア形成促進助成金による雇用する労働者に対する訓練機会の確保や更なるスキルアップを図る在職者向けの訓練を実施する。

- セルフ・キャリアドックの推進 [国]
- キャリア形成促進助成金の活用の促進 [国]
- 中高年齢者に対する新たな職業能力開発訓練コース等の支援策の開発・検証 [国]
- シニアワークプログラム地域事業 (*13) の推進 [労働局]

(4) 障がい者の職業能力開発

障がい者の雇用・就労が円滑に行われるように、地域の福祉関係機関や労働関係機関との連携を図りながら、就学時期から卒業後に至る各段階での障害特性に応じたきめ細かな職業能力開発の機会を提供する。

また、障がい者技能競技大会を開催し、障がい者一人一人の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々への障がい者に対する理解と認識を深め、

障がい者雇用の促進につなげていく。

- 障がい者の態様に応じた委託訓練の実施 [県]
- 関係機関との連携の強化 [県、ハローワーク、関係団体]
- アビリンピック（全国障害者技能競技大会）の実施 [国]
- 岩手県障がい者技能競技大会の開催 [県、機構]
- 障がい者への支援体制の強化 [国、県]

(5) 非正規雇用労働者の職業能力開発

非正規雇用労働者の正社員への移行を推進するため、国のキャリアアップ助成金（*14）の普及を図るなどして、企業内の訓練機会の確保に努める。

また、離職した非正規雇用労働者の就職を促進するため、離職者等再就職訓練の実施の推進を図り、特に、正規雇用の経験が少ない者を安定した雇用に結び付ける効果的な方策である企業実習付きの日本版デュアルシステム訓練の受講の勧奨に努める。

更に、非正規雇用労働者など雇用保険の受給資格のない離職者への職業訓練と訓練期間中の生活支援（給付）を行う職業訓練制度である「求職者支援制度」を推進する。

- キャリアアップ助成金の普及等による企業内の訓練機会の確保 [国]
- 離職した非正規労働者に対する離職者等再就職訓練の実施 [県]
- 企業実習付きの日本版デュアルシステム訓練の受講勧奨 [県、ハローワーク]
- 岩手県地域職業訓練実施計画に基づく求職者支援訓練の実施 [労働局]
- 求職者支援訓練実施機関の開拓、申請の認定、訓練の指導 [機構]
- キャリアコンサルティングの機会の確保 [国]
- 訓練開始前、訓練中、訓練終了後の一貫した個別の就職支援 [ハローワーク]

3 産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進

(1) 被災地域の産業の復興の完遂とその先の更なる展開に向けた職業訓練の実施

沿岸地域を中心とした離職者等の職業能力開発を促進し、本格復興の完遂とその先の更なる展開に向けて、建設関連分野などの職業訓練を積極的に実施するとともに、事業再開や産業の回復に伴う需要に対応した職業訓練の推進に努める。

- 建設機械オペレーター養成等建設関連分野の職業訓練の実施 [県]
- ポリテクセンター岩手（遠野実習場）における離職者訓練の実施 [機構]
- 求職者支援訓練における震災特別コースの実施 [機構]
- 被災地域の需要に対応した職業訓練の実施 [県、機構、労働局、認定職業訓練団体等]

(2) ものづくり分野の人材育成

国際競争力の高いものづくり産業の振興に向け、自動車・半導体関連産業等における基盤技術の競争力を強化するため、県立職業能力開発施設等と企業が連携を深めながら教育訓練を実施することにより、高度な専門知識・技能を身につけた人材の育成に努めるとともに、県内への就職にもつなげていく。

- 国の「地域レベルのコンソーシアム事業」等を活用したものづくり分野の人材育成に資する職業訓練コースの開発及び検証 [機構]
- 県立職業能力開発施設と関係機関との連携の強化 [県]

- 地域ものづくりネットワークと連携した人材育成 [県]
- 県立職業能力開発施設の運営の適時適切な見直し [県]

(3) 需要や成長が見込まれる分野の人材育成

需要の大きい医療・福祉分野や需要拡大が確実な介護分野、IT関連等、今後成長が見込まれる分野、食産業やアパレル産業等、地域資源を活用した分野、更には需要拡大の可能性がある観光分野や新たな産業分野における職業能力開発の開拓、推進に努める。

- 企業や地域の多種多様なニーズに対応した新たな人材育成プログラムの開発等の支援 [国]
- 岩手県地域訓練協議会における、産業界や地域のニーズを反映した職業訓練の実施分野及び規模の認定等の実施 [労働局]
- 医療・福祉分野、IT関連分野、介護分野及び観光分野における離職者等再就職訓練（委託訓練）の実施 [県]
- キャリア形成促進助成金の活用の促進 [国]

4 人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開

(1) 中長期の人材ニーズを踏まえた育成戦略及び産業界や地域のニーズを踏まえた公的職業訓練の実施

本県は全国を上回るスピードで生産年齢人口が減少していくことから、本県の産業・職業構造の変化を中長期で見据え、将来的に必要となるニーズを的確に踏まえた職業訓練の実施が必要である。

そのためには、国と県の計画を一体化した総合的な訓練計画を策定するに当たっても、労働局、機構等関係機関と連携を密にし、人材ニーズの的確な把握が必要である。

また、多様な人材ニーズに対応できるよう、離職者等を対象とした訓練の実施に当たっては、民間教育訓練機関の活用（委託）を図りながら、訓練の質と量を確保し、就職に結びつく訓練内容を常に検証し、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発に取り組む。そのために、職業訓練のインフラの充実等に努めるとともに、IS029990（非公式教育・訓練のための学習サービス事業者向け基本的要求事項）を踏まえて策定された「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン（*15）」の民間教育訓練機関への普及に努める。

更に、非正規労働者など雇用保険の受給資格を有しない離職者への職業訓練と訓練期間中の生活支援（給付）を行う職業能力開発訓練制度である「求職者支援制度」を推進する。

- 将来必要となる人材ニーズの把握 [国]
- 国と県との計画を一体化した総合的な訓練計画の策定及び実施 [労働局、県]
- 在職者訓練等の公的職業訓練の充実 [県、労働局、機構]
- e-ラーニング等による訓練の実施の検討 [国]
- 産業構造の変化、技術革新や求職者のニーズの多様化等に対応した職業訓練コースの設定、訓練受講前からの的確なキャリアコンサルティングの実施、優れた訓練カリキュラムの全国への普及、ものづくり分野における最先端の技術革新やグローバル化に対応し得る人材育成のための職業訓練の実施 [国]
- 求職者支援訓練の実施 [労働局、機構]
- 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」の普及促進 [機構]

- 最先端の学識・技術・技能を有し、研究的思考をもって職業能力開発訓練指導技法等を開発できる訓練指導員の養成 [国]
- 離職者等再就職訓練（委託訓練）の4広域での訓練推進体制の継続 [県]
- ポリテクセンター岩手における離職者訓練（施設内訓練）の実施 [機構]
- 職業訓練インフラの充実等 [県]

(2) 技能検定及び職業能力評価制度の普及

労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、技能検定などの業界内検定に加えて、企業単位の社内検定の拡充・普及拡大を図る。

また、形成された職業能力が適正に評価されるとともに、企業が求める職業能力とのミスマッチを抑制させるため、国における技能検定制度や本県独自の技能評価認定制度などの職業能力評価制度等の普及に努める。

- 技能検定制度の普及、受検勧奨 [県、職業能力開発協会]
- 認定社内検定(*16)制度の社会的な認識を高めるとともに、その拡充・普及拡大を図るため、検定構築に取り組む企業の開拓から検定構築のサポートまでの一貫した支援 [国]
- 職業能力評価基準の整備等及び普及・活用促進 [国]
- 岩手県技能評価認定制度の普及 [県]
- ジュニアマイスター顕彰制度(*17)の普及 [(社)全国工業高等学校長協会]

(3) ジョブ・カードの活用促進

労働者個人のキャリアアップや非正規労働者の正社員化、多様な人材の円滑な就職等の促進に繋げていくため、キャリアコンサルティングと企業実習を組み合わせさせたジョブ・カード制度について、職業訓練、就職支援等に関わる幅広い施策において活用する。

- ジョブ・カード制度岩手県地域推進計画（平成27年10月2日改訂）に基づいた中期的ジョブ・カード制度の効果的な普及 [労働局]

(4) 企業における人材育成投資の促進

企業における自主的な職業能力開発が計画的に実施されるよう、職業能力開発関連情報の積極的な周知・広報等を行い、県立職業能力開発施設における在職者訓練や、企業における労働者の能力開発やキャリア形成支援に必要な人材育成の投資を促進する。

- 従業員のキャリア形成支援について優れた取組を行う企業等の表彰、積極的な周知・広報による好事例の普及 [国]
- 企業の人材育成投資を引き出す仕組みについて検討 [国]
- 企業内の人材育成のためのキャリア形成促進助成金の活用の促進 [国]
- 認定職業訓練の効果的な活用の促進 [県]
- 在職者訓練の実施 [県]
- ニーズに即して実施するオーダーメイドによる在職者訓練の実施 [県]
- 職業能力開発施設の訓練指導員の企業派遣 [県]

(5) 関係機関の連携による職業訓練の推進

岩手労働局が設置する「岩手県地域訓練協議会」において、関係機関が地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模に係る目標を確認

するとともに、その達成に向け訓練実施機関の開拓等に連携して取り組むことにより雇用情勢に対応した職業訓練を推進する。

また、平成 28 年度から各都道府県ごとに策定することとなった公共職業訓練及び求職者支援訓練の一体的な計画に基づき、地域のニーズを踏まえた公的職業訓練全体での効果的な職業訓練を実施する。

- 県、労働局、機構岩手センター、地域の実施訓練団体、労使団体等の連携 [労働局]
- 岩手県地域ジョブ・カード運営本部における効果的な周知・啓発のあり方の検討及び関係機関を通じた積極的な周知 [労働局]
- 国と県との計画を一体化した総合的な訓練計画の策定及び実施 [労働局、県]
- 岩手県地域訓練協議会による推進体制の強化 [労働局]

5 技能の振興

(1) 技能の継承・発展

技術・技能の円滑な継承を図るとともに、関係する行政機関や事業主等との連携の下、全国レベルの競技大会への参加促進を図るとともに、若年層の現場への誘導と育成に努める。

- 「ものづくりマイスター」による技能伝承、地域における技能振興の取組、若者のものづくり分野への積極的な誘導の推進 [国]
- 若年技能者を育成する者に対する、技能を伝承する能力の育成 [国]
- 技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会への参加促進 [県、職業能力開発協会]

(2) 技能尊重気運の醸成

技能の重要性について県民の理解を深め、技能者の社会的評価・技能水準の向上及び士気の高揚を図るため、優秀技能者の表彰や技能競技大会の開催支援などに努める。

- 卓越技能者表彰や技能五輪全国大会等の技能競技大会の実施 [国]
- 岩手県卓越技能者表彰の実施 [県]

6 職業訓練のインフラの充実等

(1) 県立職業能力開発施設

産業技術短期大学校など県立職業能力開発施設では、訓練内容の効果的な周知と良好な訓練環境の整備に努めるとともに、訓練ニーズや民間との役割分担を踏まえながら、高度化・多様化し発展していく産業を支える人材を育成するため、新規学卒者や在職者を中心とした職業能力開発を効果的に実施していく。

また、離職者等を対象とした訓練については、当該施設が4つの各広域に立地している強みを生かし、地域ニーズを汲み取りながら機動的に委託訓練を実施していく。

- 学科・定員の必要に応じた見直しの検討 [県]
- カリキュラムの充実 [県]
- 在職者訓練の充実 [県]
- 離職者等再就職訓練（委託訓練）の4広域での訓練推進体制の継続 [県]
- 耐震診断の実施等による訓練環境の整備 [県]

(2) 国の職業能力開発施設

職業能力開発促進センター（ポリテクセンター岩手）では、離職者及び在職者を対象としたものづくり分野の職業訓練を実施しているほか、求職者支援制度の普及及び訓練の認定や指導を行っている。ものづくり分野の高度な施設内訓練を実施することができる県内唯一の施設であり、本県のものづくり人材の育成に重要な役割を果たしていることから、県としても、施設や訓練内容のPR等、必要に応じた支援を行っていく。

また、東日本大震災津波からの復興に資する人材を育成するためポリテクセンター岩手遠野実習場において離職者を対象に実施している住宅施工科については、復興の完遂とその先の展開に向けて必要な人材を育成していることから、県としては労働局等関係機関とも連携し、訓練内容のPR等、必要に応じた支援を行っていく。

- ものづくり分野の人材育成のための訓練の実施 [機構]
- 施設及び訓練内容のPR等、必要に応じた支援 [県]

(3) 職業訓練法人

職業訓練法人は、離職者、在職者、障がい者等を対象に、委託訓練や認定職業訓練等、多様な職業訓練を実施しており、県では、認定職業訓練運営費補助等により、各法人の訓練環境の整備等に努めていく。

- 認定職業訓練運営費補助による支援 [国、県]

第5 職業能力開発施策の推進体制

職業能力開発施策の推進については、国（労働局・ハローワーク）、県といった行政機関を始め、機構、岩手県職業能力開発協会、関係機関及び団体等が適切な役割分担と連携のもと施策を推進していくことが重要であることから、それぞれの役割分担を明確にし、連携を強化し、効率的で効果的な職業能力開発を推進していく。

また、職業能力開発の対象者や企業が必要な情報を速やかに入手することができるように、それぞれの主体において、職業能力開発に関する情報をわかりやすく、タイムリーに提供することに努めていく。

1 事業主

雇用する労働者が多様な職業訓練を受けること等により職業能力の開発及び向上を図ることができるよう、その機会の確保に努める。

また、若年者のインターンシップの取組への協力、支援に努める。

2 国（労働局、ハローワーク）

労働局は、求職者支援制度における求職者支援訓練の実施計画の作成や地域訓練協議会の運営を行い、関係機関と連携しながら雇用情勢に対応した職業訓練の推進に努める。

ハローワークは、求職と訓練のあっせんを行うほか、きめ細かな就職支援に努める。

3 機構

雇用対策の一環として、離職者の早期再就職を図るための職業訓練を実施し、更には高度・先導的な職業訓練を開発し、実施するほか、事業主等が行う職業能力の開発及び向上の促進に関する情報提供、技術的援助等に努める。

4 県

事業主等が行う職業訓練を支援するための情報提供、相談、訓練施設・設備の貸与、指導員の派遣、助成などを行うとともに、主として新規学卒者を対象として、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズをきめ細かく把握しつつ、これに対応した職業訓練を実施する等、地域の実情に応じた職業能力開発の推進に努める。

5 県職業能力開発協会

事業主等の行う職業訓練・技能検定その他職業能力の開発に対する指導及び援助を行うとともに、技能五輪全国大会への選手派遣など若手技能者の技能向上の支援に努める。

6 関係機関及び団体

事業主団体、職業訓練法人、小中高校、大学・専修学校等の学校、民間教育訓練機関等にあっては、それぞれが有する本来の役割を発揮しつつ、職業訓練・職業教育に関して相互に連携し、職業能力の開発及び向上に努める。

用語解説

*1 (P11) フリーター

15～34 歳までの若者（学生、結婚している女性を除く）のうち、パート・アルバイトの仕事をしているか、パート・アルバイトを希望している無職の者

*2 (P11) 日本版デュアルシステム訓練

原則として3か月の座学と1か月の企業実習を組み合わせた、離職者等を対象とした職業訓練

*3 (P15) 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなければならない一定割合のこと。現在の法定雇用率は、国、地方公共団体、一定の特殊法人は2.3%、都道府県等の教育委員会が2.2%、民間企業は2.0%

*4 (P25) ジョブ・カード

「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであり、個人のキャリアアップや円滑な就職等を促進するため、ジョブ・カード作成アドバイザー等による支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するもの。

*5 (P25) キャリアコンサルティング

個人が、その適性や職業経験等に応じて自らの職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう個別の希望に応じて実施される相談その他の支援のこと

*6 (P29) 地域レベルのコンソーシアム事業

平成26年度から実施されている厚生労働省の事業。産学官による地域（各都道府県）の関係機関の協働（地域レベルのコンソーシアム）により、地域ニーズを踏まえた就職可能性をより高めるための職業訓練コース（標準6か月～9か月）の開発・検証を行う。コンソーシアムは地域の職業能力開発促進センター（機構各都道府県支部）が事務局となり、都道府県、労働局、企業・事業主団体、労働組合、民間教育訓練機関、都道府県教育委員会及び工業高校により構成され、事業実施期間は2年間。岩手県では平成28年度から実施されている。

*7 (P30) 専門実践教育訓練給付制度

厚生労働省の教育訓練給付金を利用し中長期的なキャリアアップを図る者を支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合に、給付金の給付割合の引上げや追加支給を行うもの。受講者が支払った教育訓練経費のうち、年間 32 万円を上限に 40%が支給され、更に、受講修了日から 1 年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には 20%が追加支給される。給付期間は原則 2 年（資格の取得につながる場合は最大 3 年）。

*8 (P30) 地域ものづくりネットワーク

県内 5 地域において、産業界、教育界及び行政が会員となり、生徒や学生のインターンシップの受入れ、企業関係者の学校への派遣など、地域の産業人材の育成のための活動を行っている。

*9 (P31) キャリア形成促進助成金

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を促進する厚生労働省の制度

*10 (P31) マザーズコーナー

子育てをしながら就職を希望している女性に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制による職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行う。

*11 (P32) ものづくりマイスター

厚生労働省の「若年技能者人材育成支援等事業」による認定制度。ものづくりに関して優れた技能、経験を有する建設業及び製造業に該当する者を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、これら「ものづくりマイスター」が技能競技大会の競技課題などを活用し、中小企業や学校などで若年技能者への実践的な実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行う。

*12 (P32) 地域若者サポートステーション事業

働くことに悩みを抱えている 15 歳～39 歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う厚生労働省の制度。厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウのある NPO 法人、株式会社などが実施している。

***13 (P32) シニアワークプログラム地域事業**

55 歳以上の雇用・就業の確保を促進することを目的に、ハローワークとの連携のもと、地域の事業主団体等の参画・協力により、再就職・就職に役立つ技能等を身につける講習を実施し、シニア世代の就職・就業をサポートする事業。求人事業所等における職場体験や就職面接会などを実施する。

***14 (P33) キャリアアップ助成金**

非正規雇用労働者の正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対する厚生労働省の助成制度

***15 (P34) 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン**

民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントの質の向上を目的とした、民間教育訓練機関のための質保証に関するガイドライン。民間教育訓練機関の自発的な職業訓練サービスの質の向上を促進させることに加え、民間教育訓練機関が委託訓練、求職者支援制度における認定訓練及び教育訓練給付制度における指定講座を実施する場合においても、質の保証及び確保等をするためのツールとして策定されたもの。

***16 (P35) 認定社内検定**

厚生労働省が実施している社内検定認定制度。事業主又は事業主団体等が、その雇用する労働者等の技能の向上と経済的社会的地位の向上に資することを目的に、労働者が有する職業に必要な地域及び技能について、その程度を自ら検定する事業（社内検定）のうち、一定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する。

***17 (P35) ジュニアマイスター顕彰制度**

社会が求める専門的な資格・知識を持つ生徒の輩出を目的とし、社会及び大学や企業に向けた工業高校の評価向上を目指して設立されたもの。将来の仕事や学業に必要と考えられる国家職業資格や各種検定及び各種コンテストの入賞実績を、学校からの申請によりジュニアマイスター顕彰制度委員会が独自に調査・認定し、点数化したものを全国工業高等学校長協会から各工業高校に紹介し運営している。現在 200 以上の職業資格・検定と約 80 のコンテストが点数化されており、その中から生徒が在学中に取得した職業資格や各検定の等級、入賞したコンテストに対して得た点数の合計によって、30 点以上の生徒に『ジュニアマイスターシルバー』、更に 45 点以上の特に優れた生徒には『ジュニアマイスターゴールド』の称号を贈っている。